

2021年4月1日

吸収合併に係る事後開示書面

川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役 時田 隆仁

当社は、2021年1月28日付けで株式会社富士通ビー・エス・シー、株式会社富士通ソーシアルサイエンスラボラトリ、株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズ、株式会社富士通アドバンストエンジニアリング、株式会社富士通パブリックソリューションズ、富士通アプリケーションズ株式会社、株式会社富士通システムズウェブテクノロジー、株式会社富士通九州システムズ、株式会社富士通北陸システムズ、株式会社富士通システムズアプリケーション&サポートおよび株式会社沖縄富士通システムエンジニアリングとの間でそれぞれ締結した吸収合併契約に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社富士通ビー・エス・シー、株式会社富士通ソーシアルサイエンスラボラトリ、株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズ、株式会社富士通アドバンストエンジニアリング、株式会社富士通パブリックソリューションズ、富士通アプリケーションズ株式会社、株式会社富士通システムズウェブテクノロジー、株式会社富士通九州システムズ、株式会社富士通北陸システムズ、株式会社富士通システムズアプリケーション&サポートおよび株式会社沖縄富士通システムエンジニアリングを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、総称して本件合併）を行いました。

本件合併に関して、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2021年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社の株主から本件合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第785条および第787条の規定ならびに第789条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第785条）

吸収合併消滅会社の唯一の株主である吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の特別支配会社であるため、本件合併に関して、株式買取請求を行うことが

できる株主は存在しません。

② 新株予約権買取請求（第 787 条）

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

③ 債権者の異議（第 789 条）

2021 年 2 月 24 日付の官報および電子公告にて債権者に対して本件合併に対する異議申述の公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求にかかる手続きの経過

会社法第 796 条第 2 項に規定する場合に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による請求権は発生しません。

(2) 会社法第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第 797 条）

会社法第 796 条第 2 項に規定する場合に該当するため、会社法第 797 条の規定による請求権は発生しません。

② 債権者の異議（第 799 条）

2021 年 2 月 24 日付の官報および電子公告にて債権者に対して本件合併に対する異議申述の公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収合併存続会社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産・負債およびその他権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面

別添 1 ないし 11 のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2021 年 4 月 1 日

7. 前各号に掲げる事項のほか、吸収合併に関する重要な事項

2021 年 2 月 24 日付の電子公告にて吸収合併存続会社の株主に対して、本件合併に関する公告をおこなったところ、本件合併に対して反対の意思の通知をした株主が有する議決権の総数は 79 個ありましたが、会社法第 796 条第 3 項および会社法施行規則第

197 条に定める株式の数には達しませんでした。

以上

2021年2月24日

吸収合併に係る事前開示書面

東京都港区台場二丁目3番1号
株式会社富士通ビー・エス・シー
代表取締役 岡 浩治

株式会社富士通ビー・エス・シーは、2021年4月1日を効力発生日として、富士通株式会社（以下「吸収合併存続会社」という）を存続会社、株式会社富士通ビー・エス・シー（以下「吸収合併消滅会社」という）を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を行うことといたしました。

本件合併を行うに際して、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

本件合併における吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であることから、吸収合併存続会社は、本件合併に際し、その対価として株式、金銭その他財産の交付は行いません。

3. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象の内容

①完全子会社への吸収分割契約の件

吸収合併存続会社は、2021年1月28日付で富士通 Japan 株式会社との間で、2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併存続会社が民需分野の準大手・中堅中小企業向け、自治体向け、医療・教育機関向け、地域農林水産機関向けおよび地域メディア向けソリューションビジネスおよびサービス/プロダクトビジネス事業に関して有する権利義務を富士通 Japan 株式会社へ承継させる吸収分割契約を締結いたしました。

②完全子会社との合併契約締結の件

吸収合併存続会社は、2021年1月28日、以下の完全子会社12社との間で、2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併存続会社を存続会社、完全子会社12社を消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。なお、本件合併はこれに含まれます。

- ・株式会社富士通研究所
- ・株式会社富士通ビー・エス・シー
- ・株式会社富士通アドバンストエンジニアリング
- ・富士通アプリケーションズ株式会社

- ・株式会社富士通システムズアプリケーション&サポート
- ・株式会社富士通北陸システムズ
- ・株式会社富士通九州システムズ
- ・株式会社富士通パブリックソリューションズ
- ・株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズ
- ・株式会社富士通システムズウェブテクノロジー
- ・株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング
- ・株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ

③ 自己株式取得の件

吸収合併存続会社は、2020年1月30日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

- ・取得対象株式の種類 : 吸収合併存続会社の普通株式
- ・取得した株式の総数 : 1,267千株
- ・株式の取得価額の総額 : 19,999百万円
- ・取得日 : 2021年1月29日
- ・取得方法 : 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引
(ToSTNeT-3)による買付け

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件合併後の吸収合併存続会社の事業活動において、吸収合併存続会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件合併の効力が生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

以上

合 併 契 約 書

富 士 通 株 式 会 社

株 式 会 社 富 士 通 ビ ー ・ エ ス ・ シ ー

合併契約書

富士通株式会社（以下、「甲」という）と株式会社富士通ビー・エス・シー（以下、「乙」という）とは、合併に関し次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下、「本合併」という）。

第2条（合併をする会社の商号および住所）

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：富士通株式会社

住所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社富士通ビー・エス・シー

住所：東京都港区台場二丁目3番1号

第3条（合併による新株式の発行および割当）

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して新株式の発行および金銭等の交付は行わない。

第4条（増加すべき資本金および準備金）

本合併に際して甲の資本金および資本準備金は増加しない。

第5条（承認総会）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、令和3年4月1日とする。なお、本合併の手續進行上の必要性その他の理由により、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第7条（財産および権利義務の引継ぎ）

乙は、令和2年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を、効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第9条（従業員の処遇）

効力発生日における乙の従業員は、全員甲が雇用するものとし、勤続年数については、乙における年数を通算する。その他の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ、これを決定する。

第10条（退職慰労金）

甲は、乙が乙の取締役または監査役に対して、乙の慣例を尊重して、乙の株主総会、あるいは会社法第319条第1項に定める方法による承認を得て退職慰労金を支給することに同意する。

第11条（事情変更の場合）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（協議）

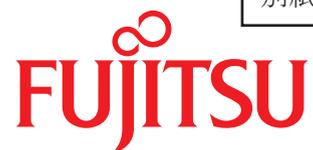
本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義を生じた場合、その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

令和3年1月28日

甲 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

乙 東京都港区台場二丁目3番1号
株式会社富士通ビー・エス・シー
代表取締役社長 岡 浩治



株主のみなさまへ

富士通株式会社
第120期報告書

自 2019年4月1日
至 2020年3月31日

目次

● 株主のみなさまへ
(第120回定時株主総会招集ご通知添付書類)

■ 事業報告	2
■ 連結計算書類	19
■ 計算書類	23
■ 監査報告書	25



shaping tomorrow with you

社会とお客様の豊かな未来のために

株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

ここに第120期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）の報告書をお届けするにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の脅威が世界中に広がるなか、まずは株主の皆様の安全と健康を、また罹患された方の一日も早いご回復を心よりお祈りいたします。当社も、これまで以上にテレワークを強く推奨し、感染拡大の防止を最優先としつつ、製品・サービス提供の継続、および感染拡大により生じる社会課題の解決に資する取り組みを進めてまいります。

当社は、2019年9月に発表した経営方針の中で、「IT企業からDX企業になる」というメッセージを打ち出し、AI、データ活用などのテクノロジーをベースとしたDXビジネスと、DXに必要なクラウド移行などのモダナイゼーションとを合わせた「デジタル領

域」の成長を目指しております。

これらを促進するため、2020年1月には顧客のDXを加速する新会社Ridgelinez株式会社を設立し、4月より事業を開始しております。また、富士通自らがDX企業となるため、ジョブ型人事制度導入や高度人材採用など、社内変革にも取り組んでおります。

その一方で、これまで当社が蓄積してきた強固なビジネス基盤を有する国内の既存IT事業分野では、「圧倒的なビジネス拡大」を行うべく、新会社の発足を発表するなど、体制の強化に向けた取り組みを行っております。

これらの取り組みは、富士通グループのさらなる成長につながるものであると確信しており、今後も継続して取り組んでいく所存です。

当期の業績については、国内ビジネスの増収影響や利益率改善を中心に、増益となりました。当期の業績の詳細につきましては、当報告書の3ページをご覧ください。

こうした実績や財務状況、今後の経営環境等を総合的に勘案いたしまして、本年1月30日に公表したとおり、当期の期末配当を年初計画の80円から100円に増配し、年間配当金を180円とさせていただきます。

当社は、急速に変化する世界のなかで創立から100年（2035年）を超えて繁栄していくため、「イノベーションによって社会に信頼をもたらす、世界をより持続可能にしていく」というパーパスを制定しました。2020年度は、このパーパスの実現に向け、お客様にご提供する価値の創造と自らの変革をより推進してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞ倍旧のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2020年5月

代表取締役社長 時田 隆仁



(注) 「DX」: デジタルトランスフォーメーション。デジタル技術とデータを駆使して革新的なサービスやビジネスプロセスの変革をもたらすもの。

(注) 「モダナイゼーション」: 現状の資産を活用しながら、変化対応力を備え、先進技術を素早く活用できるシステムへ変革していくこと。

(注) 「パーパス」: 会社の存在意義。

事業報告 (第120回 定時株主総会招集ご通知添付書類)

1 企業集団の現況 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(1) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループ（当社および連結子会社）は、ICT分野において、各種サービスを提供するとともに、これらを支える最先端、高性能、かつ高品質のプロダクトおよび電子デバイスの開発、製造、販売から保守運用までを総合的に提供する、トータルソリューションビジネスを行っております。各セグメントにおける主要な製品およびサービスは次のとおりです。

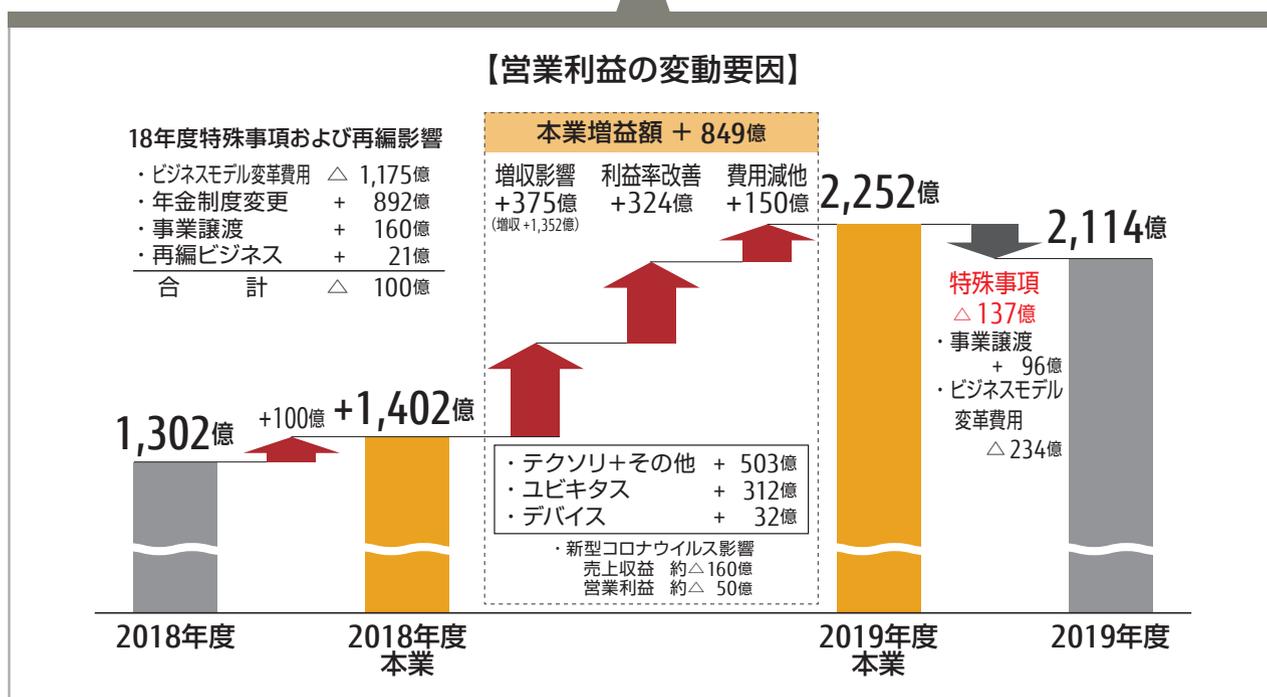
セグメント	主要製品・サービス	
	サービス	システムプラットフォーム
テクノロジーソリューション	ソリューション/ SI <ul style="list-style-type: none"> ● システムインテグレーション (システム構築、業務アプリケーション等) ● コンサルティング ● フロントテクノロジー (ATM、POSシステム等) インフラサービス <ul style="list-style-type: none"> ● アウトソーシングサービス (データセンター、ICT運用管理、アプリケーション運用・管理、ビジネスプロセスアウトソーシング等) ● クラウドサービス (IaaS、PaaS、SaaS等) ● ネットワークサービス (ビジネスネットワーク等) ● システムサポートサービス (情報システムおよびネットワークの保守・監視サービス等) ● セキュリティソリューション 	システムプロダクト <ul style="list-style-type: none"> ● 各種サーバ (メインフレーム、UNIXサーバ、基幹IAサーバ、PCサーバ等) ● ストレージシステム ● 各種ソフトウェア (OS、ミドルウェア) ネットワークプロダクト <ul style="list-style-type: none"> ● ネットワーク管理システム ● 光伝送システム ● 携帯電話基地局
ユビキタスソリューション	● パソコン	
デバイスソリューション	<ul style="list-style-type: none"> ● LSI ● 電子部品 (半導体パッケージ、電池等) 	

(2) 事業の経過および成果

■ 全般的な概況



(注) 売上収益は外部顧客に対する売上収益です。



(注) テクソリはテクノロジーソリューション、ユビキタスはユビキタスソリューション、デバイスはデバイスソリューションを指します。

当期の売上収益は3兆8,577億円（前期比2.4%減）となりました。国内のビジネスが、サービスおよびパソコンを中心に大きく伸ばしましたが、前期の事業再編により、半導体販売子会社および電子部品製造子会社が連結対象外となった影響のほか、当期において半導体三重工場が連結対象外となった影響により減収となりました。

営業利益については、国内ビジネスの増収影響、利益率改善およびビジネスモデル変革による固定費圧縮効果があり、本業では2,252億円となりました。ビジネスモデル変革費用等の特殊事項および事業再編影響を除いた前期の本業（1,402億円）から849億円の増益です。

一方で、当期の特殊事項については、事業譲渡に伴う利益が96億円あったほか、ビジネスモデル変革費用として、海外の構造改革に関する費用および国内工場の再編に関する費用に234億円を計上しました。これらの特殊事項を含めると、当期の営業利益は2,114億円（前期比812億円増）となりました。

当期の金融収益、金融費用および持分法による投資利益をあわせた金融損益等は170億円となり、前期比で144億円の減益です。前期に計上したパソコン事業の譲渡に関する一時的な利益（116億円）の反動影響が大きく、減益となりました。

この結果、税引前当期利益は2,285億円（前期比667億円増）となりました。

また、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,600億円（前期比554億円増）となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する事業への影響として、ネットワークを中心に、システムプラットフォームの部材調達に支障が生じたことに加え、アジアにおいても物流停滞等による納品遅延が発生したことにより、売上収益については160億円、営業利益については50億円の減額の影響が出ました。

■セグメント別の概況

テクノロジーソリューション

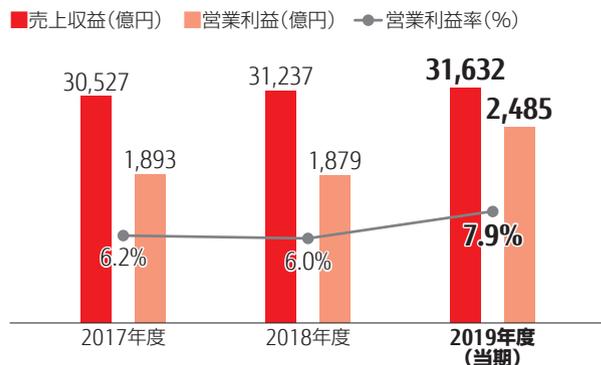
当社は、IT企業からDX企業への変革を掲げ、「テクノロジーソリューション」において、DXを含むデジタル領域を成長させるとともに、従来型の基幹システムなどの既存IT市場については、強固なビジネス基盤をベースに収益拡大を目指すことを基本方針としております。

「テクノロジーソリューション」における当期の売上収益は、3兆1,632億円（前期比1.3%増）となりました。国内は前期比6.9%の増収、海外は前期比10.5%の減収です。

「サービス」においては、インフラサービスの売上が前期比6.2%の減収となりました。これは、国内でアウトソーシングなどの月額サービスが堅調に推移したものの、インフラ構築に関する前期の大口商談の反動があったこと、海外で、ユーロ、ポンドに対して円高に推移した為替の影響および北米が低調だったことに加え、欧州の不採算国から撤退した影響を受けたことによるものです。その一方で、ソリューション／SIの売上は、産業・流通分野に加え、地方自治体およびヘルスケアを中心とした公共分野においても増加し、前期に引き続き過去最高の売上収益を更新したことから、サービス全体では増収となりました。

また、「システムプラットフォーム」においては、システムプロダクトにおいて、メインフレーム関連の商談が増加したことに加え、次世代スーパーコンピュータ「富岳」の出荷が開始されたことにより売上が増加しました。ネットワークプロダクトにおいても、5G基地局の納入開始や光伝送網の増強に対する商談の増加により、増収となりました。

営業利益は2,485億円（前期比605億円増）となり



	2017年度	2018年度	2019年度
売上収益内訳			
サービス	25,983	26,638	26,718
システムプラットフォーム	4,543	4,599	4,913
営業利益内訳			
サービス	1,634	1,740	1,971
システムプラットフォーム	259	139	514

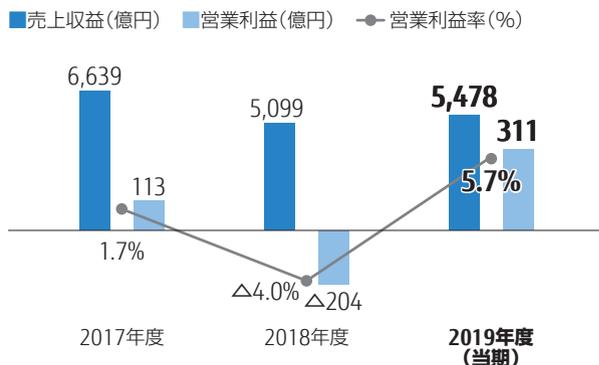
ました。ビジネスモデル変革費用として、サービスにおける北米事業再編費用（93億円）およびシステムプラットフォームにおける国内工場の再編に関する費用（44億円）を計上しましたが、本業では国内のソリューション／SIやネットワークにおける増収効果に加え、インフラサービスにおける採算性の改善効果やシステムプロダクトにおけるキーデバイスの価格低下による採算性の改善もあり、前期から大きく増益となりました。

ユビキタスソリューション

「ユビキタスソリューション」における当期の売上収益は5,478億円（前期比7.4%増）となりました。国内は前期比13.5%の増収、海外は前期比6.7%の減収です。

働き方改革等から来る需要に加え、Windows7のサポート期限終了に対応した買い替え需要の継続もあり、大きく増収となりました。

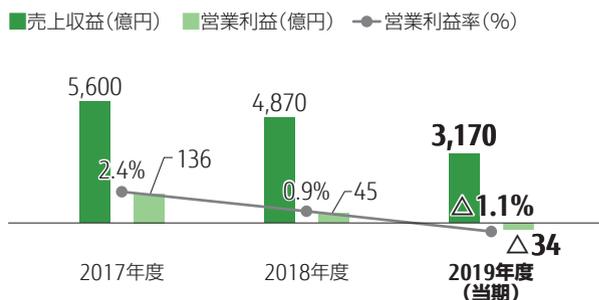
営業利益は311億円（前期比516億円増）となりました。増収効果に加えて、前期に計上したビジネスモデル変革費用がなくなったことやメモリー等のキーデバイスの価格低下による採算性の好転もあり増益となりました。



デバイスソリューション

「デバイスソリューション」における当期の売上収益は3,170億円（前期比34.9%減）となりました。前期の半導体販売会社および電子部品製造会社の再編ならびに当期の半導体三重工場の再編によりこれらが連結対象外となった影響を受け、減収となりました。事業再編による影響を除いた売上収益は、電子部品の需要増加により増収です。

営業利益は34億円の損失（前期比79億円減）となりました。電子部品事業に関する再編費用と半導体三重工場が連結対象外となった影響により減益となりました。事業再編による影響を除いた営業利益は、ほぼ前期並みです。



(注) 各セグメントの売上収益にはセグメント間の内部売上収益を含みます。

●その他／消去又は全社について

「その他／消去又は全社」の営業利益は647億円の損失（前期比229億円の悪化）となりました。特殊事項として、前期には、年金制度変更に関連した一時利益等（892億円）およびキャリア転身支援に関する費用（458億円）等を、当期には、事業譲渡に関する一時利益（96億円）を計上しています。これらの特殊事項を除くと、744億円の損失となり、前期から235億円の改善と大きく好転しています。これは、ビジネスモデル変革による固定費の圧縮効果に加え、間接経費の圧縮を進めたことおよび先行投資について選択と集中を進めたことによるものです。

(3) 企業集団の直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度 (第117期)	2017年度 (第118期)	2018年度 (第119期)	2019年度 (当期)
売上収益 (億円)	41,329	40,983	39,524	38,577
国内 (億円)	26,716	25,915	25,170	26,292
海外 (億円)	14,612	15,068	14,354	12,285
海外売上比率 (%)	(35.4)	(36.8)	(36.3)	(31.8)
営業利益 (億円)	1,174	1,824	1,302	2,114
営業利益率 (%)	(2.8)	(4.5)	(3.3)	(5.5)
親会社所有者帰属当期利益 (億円)	884	1,693	1,045	1,600
基本的1株当たり当期利益 (円)	428.34	825.32	512.50	791.20
資産合計 (億円)	31,914	31,215	31,048	31,874
親会社所有者帰属持分 (億円)	8,812	10,877	11,320	12,409
親会社所有者帰属持分比率 (%)	(27.6)	(34.8)	(36.5)	(38.9)
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	4,298.00	5,283.85	5,585.35	6,197.11
フリー・キャッシュ・フロー (億円)	1,048	1,778	1,035	2,330

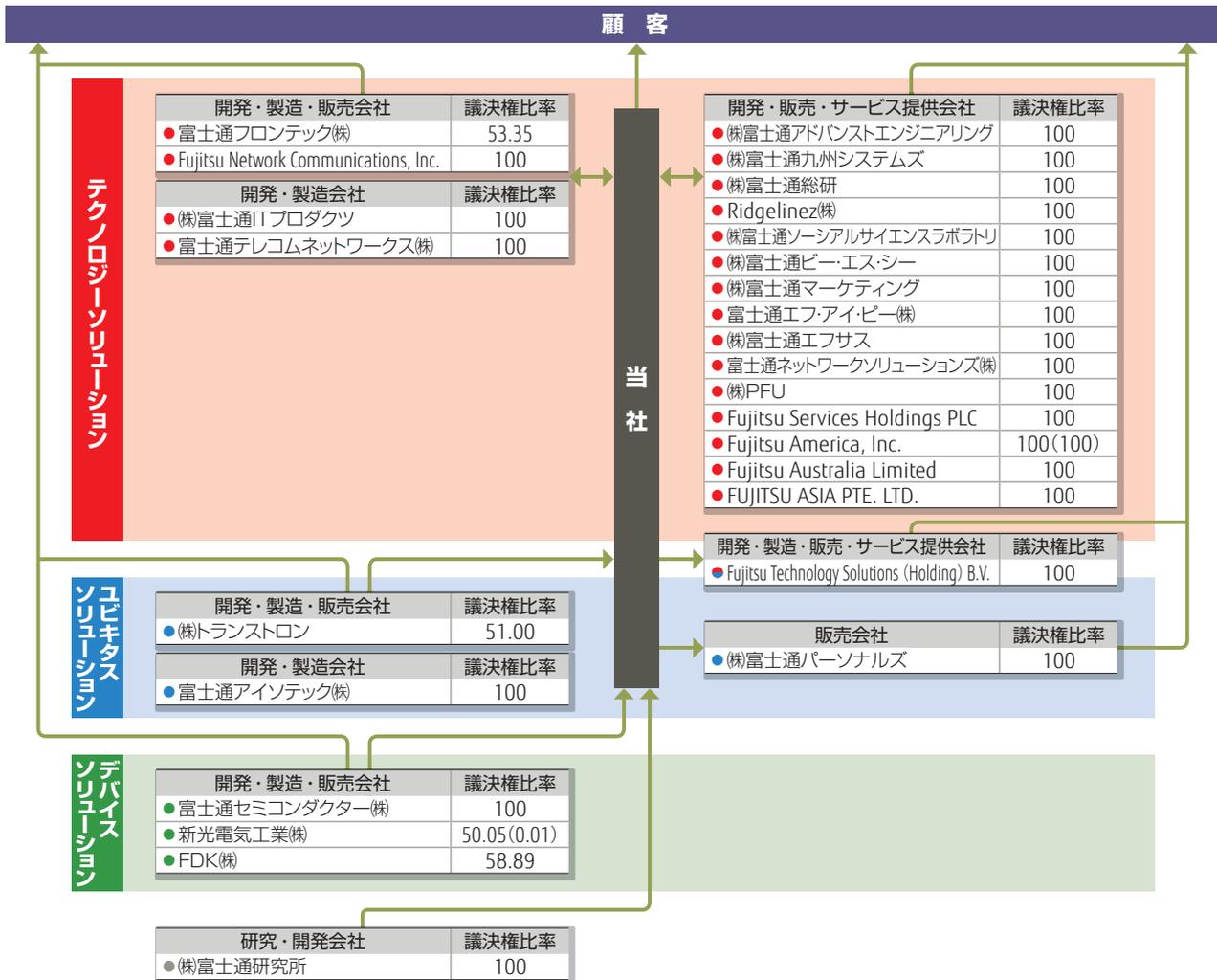
(注) 当社は、会社計算規則第120条第1項に基づき、IFRS（国際財務報告基準）に従って連結計算書類を作成しております。

(注) フリー・キャッシュ・フローは、営業活動および投資活動によるキャッシュ・フローを合わせたものです。

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しました。「基本的1株当たり当期利益」および「1株当たり親会社所有者帰属持分」については、第117期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、算定しております。

(4) 重要な子会社等の状況 (2020年3月31日現在)

各セグメントに属する重要な子会社等の状況は、以下のとおりです。



(持分法適用関連会社)

(株)富士通ゼネラル〔44.10〕、富士通リース(株)〔20.00〕、(株)ソシオネクスト〔40.00〕、富士通コネクテッドテクノロジーズ(株)〔30.00〕、富士通クライアントコンピューティング(株)〔44.00〕、富士通コンポーネント(株)〔25.00〕、富士通エレクトロニクス(株)〔30.00(30.00)〕等

(注) 会社名の後の〔 〕内の数字は議決権比率(単位:%)であり、()内の数字は間接保有割合を示しており、議決権比率の内数です。

(注) 富士通クライアントコンピューティング(株)は、開発、製造する法人向けパソコン等の一部を当社に納入しております。

(注) 富士通エレクトロニクス(株)は、当社子会社が開発、製造する電子デバイスの一部を販売しております。

(5) 重要な企業再編等の状況

- ①当社は、2019年4月1日付で、富士通エフ・アイ・ピー株式会社のデータセンターサービス事業を当社に承継させる吸収分割を行いました。
- ②当社の子会社である富士通セミコンダクター株式会社（以下、FSL）は、2019年10月1日付で、三重富士通セミコンダクター株式会社（以下、MIFS）の全株式について、ユナイテッド・マイクロエレクトロニクス・コーポレーションへの譲渡手続を完了しました。この結果、MIFSは当社の連結子会社ではなくなりました。
- ③当社は、2020年1月1日付で、富士通CIT株式会社を当社に吸収合併しました。
- ④当社は、2020年3月31日付で、半導体事業に関するグループ組織再編を行いました。これに伴い、FSLはシステムメモリ事業を新設分割により分社化するとともに、保有する半導体事業関連資産を会津富士通セミコンダクター株式会社（以下、AFSL）に吸収分割し、当社はFSLを吸収合併しました。また、AFSLは商号を「富士通セミコンダクター株式会社」に変更しました。

(6) 設備投資の状況

当期において、964億円（前期比15.4%増）の設備投資を行いました。

テクノロジーソリューションでは、国内外のデータセンターおよびクラウドサービスに関する設備を中心に507億円を投資しました。ユビキタスソリューションでは、パソコン事業等に対し13億円を投資しました。デバイスソリューションでは、新光電気工業株式会社の電子部品の製造設備等に対する投資額が増加し、合計で425億円を投資しました。

上記セグメント以外では、IT基盤の整備等を中心に、19億円の設備投資を行いました。

(7) 資金調達の状況

当期において、募集株式の発行、社債の発行などによる資金調達を実施しておりません。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

会社名	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	37,540
株式会社三井住友銀行	18,941
株式会社みずほ銀行	15,716
三井住友信託銀行株式会社	11,738
株式会社横浜銀行	10,000
農林中央金庫	10,000

(9) 対処すべき課題

当社グループは、常に変革に挑戦し続け、快適で安心できるネットワーク社会づくりに貢献し、豊かで夢のある未来を世界中の人々に提供することを企業理念としております。そのためには、健全な利益と成長を実現し、企業価値を持続的に向上させることが重要と考えております。

【市場環境】

当社グループをとりまく市場環境については、従来型の基幹システムなどの既存IT市場は、今後緩やかに縮小していくと予測されています。一方で、レガシーシステムのリプレイスメントや、効率化のためのモダナイゼーションへの投資は堅調に増えると予測されています。さらに、AI（人工知能）やデータ活用、IoT（モノのインターネット）など、デジタル化に向けた投資は、今後急速に拡大すると想定されています。

このような状況のもと、当社グループは、ますます需要が高まる企業のDX（デジタルトランスフォーメー

ション)を牽引し、社会課題の解決に貢献する「DX企業」への変革を目指します。そのため、取締役会および独立役員会議などの場で議論を重ねて新たな経営方針を策定し、2019年9月に発表いたしました。

【経営方針概要】

今後は、AI、データ活用などのテクノロジーをベースとしたDXビジネスと、DXに必要なクラウド移行などのモダナイゼーションとを合わせて「デジタル領域」とし、これを成長させていきます。

デジタル領域において、次の施策を進めてまいります。

DXビジネスを加速するため、これに特化したコンサルティング会社を設立します。経営戦略および各業種に特化したコンサル、ソリューションをベースとしたコンサルなど、様々な切り口で企画・提案を行い、社内外から最適なサービス・製品を用いてテクノロジーを実装し、ワンストップで提供してまいります。

そして、DXを支えるテクノロジーとして、コンピューティング、AI、5Gネットワーク、サイバーセキュリティ、クラウド、データマネジメント、IoTの7つを重点技術領域として定め、リソースを集中し強化してまいります。また、テクノロジーの強化に加え、ビジネス機会創出と新事業を推進するための投資を実行します。コーポレートベンチャーキャピタルやベンチャー企業への投資、M&Aへの投資も適宜行ってまいります。

併せて、当社グループのDXを加速するため、社内プロセスや情報インフラの刷新を行い、社内改革を実行してまいります。

当社グループが強い顧客基盤を持つ従来型ITビジネスについては、一層の効率化を推し進めるとともに、商談機会を確実に獲得することで、利益を確保してまいります。

海外ビジネスについては、成長軌道に乗せるためのビジネスモデル変革に引き続き取り組んでおり、特

に欧州は、NWE (Northern & Western Europe) およびCEE (Central & Eastern Europe) の2リージョンに分け、それぞれに責任者を置いて機動的にビジネスを展開してまいります。

また、非財務面での取り組みも強化してまいります。当社グループは、SDGsを経営の中心に据えて取り組んでおります。これまでも責任ある企業として、世界各地域において、それぞれテーマに沿って活動しておりましたが、今後は、グローバルに統一したテーマのもと、活動を進めてまいります。人権や多様な価値観、心身ともに健康であることを目指すウェルビーイング、地球環境、倫理・コンプライアンス、コミュニティ活動などのカテゴリーごとに目標を定め、社会課題の解決に取り組むとともに、グローバルに持続的な成長を目指してまいります。

上記の施策を推し進め、グローバルでの競争力を高めながら、DX企業への積極的な変革に取り組んでまいります。当社は、急速に変化する世界のなかで創立から100年(2035年)を超えて繁栄していくため、「イノベーションによって社会に信頼をもたらし、世界をより持続可能にしていく」というパーパスを制定しました。このパーパスの実現に向けて、中期経営目標として、2022年度には、本業のテクノロジーソリューションにその他全社消去を加味した値として、売上収益3兆5千億円、連結営業利益率10%の達成を目指してまいります。

【コンプライアンスへの取り組み】

なお、当社グループは、企業価値の維持・向上の観点から、コンプライアンスを含む内部統制体制の構築および運用を経営の最重要事項の一つと認識し、FUJITSU Wayの「行動規範」に則り、その徹底を図っております。コンプライアンスに関する取り組みの一層の強化も対処すべき課題と位置づけ、今後も、継続して取り組んでまいります。

【新型コロナウイルスへの対応】

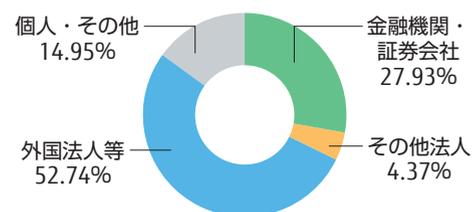
当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、お客様、お取引先様、従業員とその家族の安全確保・感染予防と感染拡大の防止、事業継続に向けた対応に取り組んでいます。海外を含む全拠点において、各国政府の指示に従い、自宅勤務などの対策を適宜進めております。またお客様に対しても、Web会議システムなどを活用したリモートでのサポートを実施しております。今後も、各国政府および関係機関の指示に従いながら、ITを活用した最大限の取り組みを行ってまいります。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数……………500,000,000株
- ②発行済株式総数……………207,001,821株
- ③資本金……………324,625,075,685円
- ④当期中の株式の発行… 当期中の株式の発行はありません。
- ⑤株主数……………118,494名(前期末比16,045名減)
- ⑥大株主

<所有者別持株比率の状況>



株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	14,899千株	7.44%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,783	7.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,717	5.35
富士電機株式会社	5,949	2.97
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	5,519	2.76
富士通株式会社従業員持株会	4,806	2.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	3,926	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	3,793	1.89
朝日生命保険相互会社	3,518	1.76
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	3,505	1.75

(注) 持株比率は自己株式(6,754千株)を除いて計算しております。

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)および日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)の持株数は、各行の信託業務に係るものです。

⑦株式に関する重要な事項

当社は、2020年1月30日に、2020年2月3日から2021年2月2日までの間に当社普通株式を550万株または総額500億円を上限として取得する旨を決定し、当期においては、当社普通株式約243万株を取得価額の総額約299億円で取得しました。

(2) 新株予約権等の状況

2020年3月31日現在、当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等はなく、当期に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	役 位	氏 名	担 当	社外役員	独立役員
代表取締役	社 長	時田 隆仁	CDXO、リスク・コンプライアンス委員会委員長		
代表取締役	副 社 長	古田 英範	CTO、CIO		
代表取締役	副 社 長	安井 三也	CISO、CRCO		
取 締 役	会 長	田中 達也	指名委員会委員、報酬委員会委員		
取 締 役	シニアアドバイザー	山本 正巳			
取 締 役	—	小島 和人			
取 締 役	—	横田 淳	指名委員会委員長、報酬委員会委員	○	○
取 締 役	—	向井 千秋	指名委員会委員、報酬委員会委員長	○	○
取 締 役	—	阿部 敦	取締役会議長	○	○
取 締 役	—	古城 佳子	指名委員会委員、報酬委員会委員	○	○
常勤監査役	—	近藤 芳樹			
常勤監査役	—	広瀬 陽一			
監 査 役	—	山室 恵		○	○
監 査 役	—	三谷 紘		○	○
監 査 役	—	初川 浩司		○	○

(注) 当社の独立性基準（詳細については「第120回定時株主総会のご案内」6頁をご参照ください。）に基づき、独立性を判断しております。

(注) 取締役シニアアドバイザー 山本 正巳氏は、JFEホールディングス株式会社および株式会社みずほフィナンシャルグループの社外取締役を兼任しております。

(注) 常勤監査役 広瀬 陽一氏は、当社の財務経理本部長を務めるなど財務・経理部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、同氏は株式会社富士通ゼネラルの社外監査役を兼任しております。

監査役 三谷 紘氏は、検事、公正取引委員会の委員などを歴任し、経済事案を数多く取り扱った経験があるため、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役 初川 浩司氏は、公認会計士としてグローバル企業の豊富な監査経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注) 代表取締役副社長 安井 三也氏は、2020年3月31日付で、代表取締役副社長を辞任しました。

(注) 取締役会長 田中 達也氏は、2020年3月31日付で、取締役会長を辞任しました。

(注) 社外役員の重要な兼職の状況は、15頁の「⑤社外役員の兼任の状況、主な活動状況等」に記載しております。

(注) CDXOは最高DX責任者、CTOは最高技術責任者、CIOは最高情報責任者、CISOは最高情報セキュリティ責任者、CRCOは最高リスク・コンプライアンス責任者を指します。

②責任限定契約の概要

当社と非業務執行取締役および監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意で、かつ重大な過失がないときに限られます。

(注) 非業務執行取締役は、社外取締役ならびに取締役会長 田中 達也氏、取締役シニアアドバイザー 山本 正巳氏および取締役 小島 和人氏です。

③取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	報酬等の種類			報酬等の 総額
		基本報酬	賞与	業績連動型株式報酬	
取締役	11人	385百万円	108百万円	55百万円	549百万円
(うち社外取締役)	(4人)	71百万円	—	—	71百万円
監査役	5人	117百万円	—	—	117百万円
(うち社外監査役)	(3人)	45百万円	—	—	45百万円

(注) 上記には、当事業年度に退任した取締役を含んでおります。

(注) 取締役の報酬額は、2006年6月23日開催の第106回定時株主総会において、金銭報酬を年額6億円以内とし、2017年6月26日開催の第117回定時株主総会において、非金銭報酬として当社普通株式を、年額3億円以内、割り当てる株式総数を年4.3万株（2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、株式併合後の株式数を記載しております。）以内とすることを決議いただいております。また、2011年6月23日開催の第111回定時株主総会において、監査役の報酬額は、基本報酬を年額1億5千万円以内とすることを決議いただいております。当社は、これらの報酬額の中で、上記の表の報酬を支給しております。

(注) 業績連動型株式報酬は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

④役員報酬額等の決定方針

当社は、より透明性の高い役員報酬制度とするべく、2009年10月の取締役会決議により報酬委員会を設置しております。

上記の取締役および監査役の報酬等は、同委員会の答申を受けて取締役会で決定した以下の「役員報酬支給方針」に基づき、決定されております。

役員報酬支給方針

グローバルICT企業である富士通グループの経営を担う優秀な人材を確保するため、また、業績や株主価値との連動性をさらに高め、透明性の高い報酬制度とするため、以下のとおり役員報酬支給方針を定める。

役員報酬を、職責および役職に応じ月額で定額を支給する「基本報酬」と、短期業績に連動する報酬としての「賞与」、株主価値との連動を重視した長期インセンティブとしての「業績連動型株式報酬」から構成する体系とする。

<基本報酬>

すべての取締役および監査役を支給対象とし、その支給額はそれぞれの役員の職責や役職に応じて月額の定額を決定する。

<賞与>

- ・業務執行を担う取締役を支給対象とし、1事業年度の業績を反映した賞与を支給する。
- ・「賞与」の具体的な算出方法は、主として連結売上収益および連結営業利益を指標とし、当期の業績目標の達成度合いに応じて支給額を決定する『オンターゲット型』とする。

<業績連動型株式報酬>

- ・業務執行を担う取締役を支給対象とし、株主と利益を共有し、中長期的な業績向上に資する、業績連動型の株式報酬を支給する。
- ・あらかじめ役位に応じた基準株式数、業績判定期間（3年間）、連結売上収益と連結営業利益を指標とする中長期業績目標とその業績達成度合いに応じた係数幅を設定し、基準株式数に業績達成度合いに応じた係数を乗じて、年度毎の株式数を計算の上、業績判定期間の終了をもって、その合計株式数を割り当てる。

なお、株主総会の決議により、取締役の「基本報酬」と「賞与」の合計額を金銭報酬枠として年額6億円以内とし、「業績連動型株式報酬」を非金銭報酬枠として年額3億円以内、割り当てる株式総数を年4.3万株（注）以内とする。また、監査役の「基本報酬」を年額1億5千万円以内とする。

【ご参考】役員報酬項目と支給対象について

対 象	基本報酬		賞与	業績連動型株式報酬
	経営監督分	業務執行分		
取締役	○	—	—	—
業務執行取締役	○	○	○	○
監査役	○		—	—

（注）2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、株式併合後の株式数を記載しております。

⑤ 社外役員の兼任の状況、主な活動状況等（2020年3月31日現在）

区分	氏名	重要な兼職の状況	主な活動状況
社外取締役	横田 淳		当期開催の取締役会に100%出席し、主に国際政治・経済についての深い見識に基づき、グローバルな観点から発言を行っております。
	向井 千秋	・東京理科大学 特任副学長 ・花王株式会社 社外取締役	当期開催の取締役会に100%出席し、広範な科学技術についての深い見識に基づき、グローバルな観点から発言を行っております。
	阿部 敦	・株式会社産業創成アドバイザー 代表取締役、シニア・アドバイザー ・オン・セミコンダクター・コーポレーション 取締役	当期開催の取締役会に100%出席し、投資関連業務についての深い見識と、機関投資家と対話した結果に基づき、グローバルな観点や投資家視点から発言を行っております。2019年6月には当社取締役会議長に就任し、客観的な議事進行を行い、議論をリードしております。
	古城 佳子	・東京大学大学院 総合文化研究科 教授	当期開催の取締役会に100%出席し、国際政治等についての深い見識に基づき、グローバルな観点から発言を行っております。
社外監査役	山室 恵	・弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 弁護士・特別顧問 ・八千代工業株式会社 社外監査役	当期開催の取締役会および監査役会にそれぞれ100%出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
	三谷 紘	・弁護士	当期開催の取締役会および監査役会にそれぞれ100%出席し、法律のみならず、経済、社会など、企業経営を取り巻く事象に関する深い見識に基づき発言を行っております。
	初川 浩司	・公認会計士 ・武田薬品工業株式会社 社外取締役 (監査等委員である取締役) ・農林中央金庫 監事	当期開催の取締役会に100%、監査役会に88.9%（9回中8回）出席し、公認会計士としてのグローバル企業における豊富な監査経験に基づく、財務会計に関する専門的見地から発言を行っております。

(注) 取締役 阿部 敦氏は、株式会社産業創成アドバイザーの代表取締役です。当社と同社には取引関係がなく、競争関係にもありません。

(注) 学校法人東京理科大学、花王株式会社、八千代工業株式会社、武田薬品工業株式会社および農林中央金庫は、当社の取引先です。

(注) 当社は、当期において、取締役会を13回（内 臨時取締役会1回）開催し、また、監査役会を9回開催しております。

⑥その他会社役員に関する重要な事項

●指名委員会・報酬委員会

当社は、役員選任プロセスの透明性・客観性の確保と、役員報酬決定プロセスの透明性・客観性、役員報酬体系・水準の妥当性の確保などを目的として、取締役会の諮問機関である指名委員会、報酬委員会を設置しております。

指名委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」(注)に定めた「コーポレートガバナンス体制の枠組み」と「役員の選解任手続きと方針」に基づき、役員候補者について審議し、取締役会に答申しております。また、報酬委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定めた「役員報酬の決定手続きと方針」に基づき、基本報酬の水準と、業績連動報酬の算定方法を取締役に答申することとしております。

なお、2020年3月31日時点における指名委員会・報酬委員会の委員は以下のとおりです。

〈指名委員会〉	委員長	横田 淳氏
	委員	向井 千秋氏、古城 佳子氏、田中 達也氏
〈報酬委員会〉	委員長	向井 千秋氏
	委員	横田 淳氏、古城 佳子氏、田中 達也氏

なお、2019年7月の上記委員の選任後から当期末までに、指名委員会を2回、報酬委員会を3回開催し、指名委員会においては社長を含む代表取締役の選定案および取締役候補者の選任案等、報酬委員会においては役員報酬、賞与等について検討し、それぞれ取締役会に答申しました。

(注) 当社の「コーポレートガバナンス基本方針」全文は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf>) に掲載しております。

(注) 指名委員会および報酬委員会の委員を務める田中 達也氏は、2020年3月31日付で取締役会長を辞任したことに伴い、同日付で当該委員も退任しております。

●独立役員会議

当社は、独立役員の活用を促すコーポレートガバナンス・コードの要請に応えつつ、取締役会において中長期の会社の方向性に関する議論を活発化するためには、業務の執行と一定の距離を置く独立役員が恒常的に当社事業への理解を深めることのできる仕組みが不可欠と考え、独立役員会議を設置しております。独立役員会議では、中長期の当社の方向性の議論を行うとともに、独立役員の情報共有と意見交換を踏まえた各独立役員の意見形成を図ります。

当期においては、独立役員会議を8回開催し、経営方針や人材育成、当社および当社グループの業容などについて、情報共有と意見交換を行い、各独立役員の知見に基づき、取締役会に助言を行いました。

(4) 会社の支配に関する基本方針

当社は、企業価値を向上させることが、結果として買収防衛にもつながるという基本的な考え方のもと、企業価値向上に注力しているところであり、現時点で特別な防衛策は導入しておりません。

当社に対して買収提案があった場合は、取締役会は、当社の支配権の所在を決定するのは株主であるとの認識のもと、適切な対応を行います。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社定款第40条に規定される剰余金の配当等における取締役会に与えられた権限の行使に関する基本的な方針は、株主のみなさまに安定的な剰余金の配当を実施するとともに、財務体質の強化および業績の中長期的な向上を踏まえた積極的な事業展開に備えるため、適正な水準まで内部留保を充実することにあります。また、利益水準を勘案しつつ内部留保が十分確保できた場合には、自己株式の取得等、より積極的な株主のみなさまへの利益の還元を行うことを目指しております。

(6) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

(1)当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	385百万円
(2)当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	800百万円

(注) 当社は会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、(1)の報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含みます。

(注) 当社の一部の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(注) 監査役会は、当会で決議した「会計監査人の選定および評価基準」に基づき、前期の会計監査人の監査実績およびその評価を踏まえた当期の監査計画における監査時間・配員計画等の内容、会計監査の職務執行状況、および報酬額の見積もりの相当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③非監査業務の内容

会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、主に当社におけるクラウドサービスの認証取得に関する業務を委託し、対価を支払っております。

④会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性および専門性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合その他監査役会が解任または不再任が相当と認める事由が発生した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案内容を決定します。

(7) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項各号および第3項各号に定める体制（内部統制体制）の整備に関する基本方針を決議しております。なお、「内部統制体制の整備に関する基本方針」の全文および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/report/2019/n120.pdf>）に掲載しております。

「内部統制体制の整備に関する基本方針」の概要

「内部統制体制の整備に関する基本方針」では、以下をはじめとする富士通グループにおける体制を整備することとしております。

- ・ 業務執行の決定と執行体制
業務執行のトップである代表取締役社長の業務執行権限を執行役員が分担し、経営会議を設置して代表取締役社長の意思決定を補佐することで、経営の効率性を高めることとしております。
また、代表取締役社長が内部統制体制の構築と運用に責任を持つことを明確にし、取締役会は適宜その運用をチェックすることで監督責任を果たすこととしております。
- ・ リスクマネジメント体制
リスク・コンプライアンス委員会を設置して、同委員会が富士通グループとしての全般的な損失リスクをコントロールする体制を整備することに加えて、製品・サービスの欠陥や瑕疵に関するリスク管理体制、受託開発プロジェクトの管理体制、セキュリティ体制および財務上のリスク等を管理する体制を整備することとしております。
- ・ コンプライアンス体制
リスク・コンプライアンス委員会が中心となって、「FUJITSU Way」に掲げられた行動規範の遵守と、富士通グループの事業活動に関わる法規制等の遵守に必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を推進することとしております。
また、併せて財務報告の適正性を確保するための体制、情報開示体制、内部監査体制も整備することとしております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
■資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	451,857
売上債権	879,454
その他の債権	93,428
棚卸資産	238,070
その他の流動資産	214,130
(小計)	1,876,939
売却目的で保有する資産	14,182
流動資産合計	1,891,121
非流動資産	
有形固定資産	570,170
のれん	36,709
無形資産	107,213
持分法で会計処理されている投資	150,719
その他の投資	131,765
繰延税金資産	106,636
その他の非流動資産	193,112
非流動資産合計	1,296,324
資産合計	3,187,445

科目	金額
■負債	
流動負債	
仕入債務	478,970
その他の債務	390,917
社債、借入金及びリース債務	199,450
未払法人所得税	50,652
引当金	51,769
その他の流動負債	192,767
(小計)	1,364,525
売却目的で保有する資産に 直接関連する負債	1,083
流動負債合計	1,365,608
非流動負債	
社債、借入金及びリース債務	206,119
退職給付に係る負債	190,353
引当金	30,652
繰延税金負債	10,370
その他の非流動負債	35,908
非流動負債合計	473,402
負債合計	1,839,010
■資本	
資本金	324,625
資本剰余金	237,654
自己株式	△59,614
利益剰余金	735,920
その他の資本の構成要素	2,371
親会社の所有者に帰属する持分合計	1,240,956
非支配持分	107,479
資本合計	1,348,435
負債及び資本合計	3,187,445

連結損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額
売上収益	3,857,797
売上原価	△2,748,479
売上総利益	1,109,318
販売費及び一般管理費	△864,685
その他の収益	19,258
その他の費用	△52,408
営業利益	211,483
金融収益	7,381
金融費用	△5,094
持分法による投資利益	14,794
税引前利益	228,564
法人所得税費用	△68,238
当期利益	160,326
当期利益の帰属:	
親会社の所有者	160,042
非支配持分	284
合計	160,326

連結持分変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金
2019年4月1日残高	324,625	235,455	△29,556	576,857
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	324,625	235,455	△29,556	576,857
当期利益	—	—	—	160,042
その他の包括利益	—	—	—	—
当期包括利益	—	—	—	160,042
自己株式の取得	—	△12	△30,101	—
自己株式の処分	—	—	43	—
株式報酬取引	—	529	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△32,429
利益剰余金への振替	—	—	—	33,586
非支配持分の取得及び売却による増減額	—	△502	—	—
子会社の取得及び売却による増減額	—	△187	—	222
その他	—	2,371	—	△2,358
2020年3月31日残高	324,625	237,654	△59,614	735,920

	親会社の所有者に帰属する持分					親会社の所有者に帰属する持分合計
	その他の資本の構成要素					
	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	その他の資本の構成要素合計	
2019年4月1日残高	△15,694	8	40,360	—	24,674	1,132,055
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	△15,694	8	40,360	—	24,674	1,132,055
当期利益	—	—	—	—	—	160,042
その他の包括利益	△14,401	△297	△5,913	31,930	11,319	11,319
当期包括利益	△14,401	△297	△5,913	31,930	11,319	171,361
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△30,113
自己株式の処分	—	—	—	—	—	43
株式報酬取引	—	—	—	—	—	529
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△32,429
利益剰余金への振替	—	—	△1,691	△31,895	△33,586	—
非支配持分の取得及び売却による増減額	—	—	—	—	—	△502
子会社の取得及び売却による増減額	—	—	—	△35	△35	—
その他	—	—	△1	—	△1	12
2020年3月31日残高	△30,095	△289	32,755	—	2,371	1,240,956

	非支配持分	資本合計
2019年4月1日残高	121,575	1,253,630
会計方針の変更による累積的影響額	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	121,575	1,253,630
当期利益	284	160,326
その他の包括利益	△1,339	9,980
当期包括利益	△1,055	170,306
自己株式の取得	—	△30,113
自己株式の処分	—	43
株式報酬取引	—	529
剰余金の配当	△2,900	△35,329
利益剰余金への振替	—	—
非支配持分の取得及び売却による増減額	323	△179
子会社の取得及び売却による増減額	△10,650	△10,650
その他	186	198
2020年3月31日残高	107,479	1,348,435

〈ご参考〉要約連結包括利益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額
当期利益	160,326
その他の包括利益	9,980
当期包括利益	170,306
当期包括利益の帰属:	
親会社の所有者	171,361
非支配持分	△1,055
合計	170,306

〈ご参考〉要約連結キャッシュ・フロー計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	347,263
投資活動によるキャッシュ・フロー	△114,206
財務活動によるキャッシュ・フロー	△193,164
現金及び現金同等物の期末残高	453,036

(注) 1. 要約連結包括利益計算書及び要約連結キャッシュ・フロー計算書については、会社法における連結計算書類に含まれておりませんが、参考資料として表示しております。

(注) 2. その他の包括利益は、主に確定給付制度の再測定、在外営業活動体の換算差額及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産によるものです。

(注) 3. 当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」を適用しております。

当該基準の適用に伴い、営業活動によるキャッシュ・フローが57,825百万円増加し、財務活動によるキャッシュ・フローが57,825百万円減少しております。

(注) 4. フリー・キャッシュ・フローは233,057百万円です。

フリー・キャッシュ・フローは営業活動および投資活動によるキャッシュ・フローを合わせたものです。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
■資産の部	
流動資産	
現金及び預金	105,837
受取手形	1,018
売掛金	612,122
有価証券	140,000
商品及び製品	61,579
仕掛品	5,618
原材料及び貯蔵品	15,969
前渡金	1,307
未収入金	114,291
その他	20,303
貸倒引当金	△311
流動資産合計	1,077,735
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	96,462
構築物（純額）	3,134
機械及び装置（純額）	1,117
車両運搬具（純額）	13
工具、器具及び備品（純額）	47,638
土地	42,915
建設仮勘定	7,614
有形固定資産合計	198,896
無形固定資産	
ソフトウェア	53,894
その他	8,233
無形固定資産合計	62,127
投資その他の資産	
投資有価証券	74,679
関係会社株式	434,918
関係会社長期貸付金	1,110
破産更生債権等	2
前払年金費用	33,045
繰延税金資産	29,314
その他	30,309
貸倒引当金	△559
投資その他の資産合計	602,821
固定資産合計	863,845
資産合計	1,941,581

科目	金額
■負債の部	
流動負債	
買掛金	430,898
1年内返済予定の長期借入金	45,098
1年内償還予定の社債	35,000
リース債務	2,918
未払金	49,970
未払費用	110,042
未払法人税等	36,596
前受金	78,107
預り金	14,616
工事契約等損失引当金	16,465
製品保証引当金	5,162
関係会社事業損失引当金	102,851
役員賞与引当金	108
事業構造改善引当金	489
株式報酬引当金	159
その他	525
流動負債合計	929,012
固定負債	
社債	40,000
長期借入金	45,238
リース債務	5,605
電子計算機買戻損失引当金	2,849
株式報酬引当金	558
環境対策引当金	1,049
資産除去債務	9,312
その他	4,291
固定負債合計	108,905
負債合計	1,037,918
■純資産の部	
株主資本	
資本金	324,625
資本剰余金	
その他資本剰余金	167,669
資本剰余金合計	167,669
利益剰余金	
利益準備金	23,059
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	427,659
利益剰余金合計	450,719
自己株式	△59,614
株主資本合計	883,399
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	20,263
評価・換算差額等合計	20,263
純資産合計	903,662
負債純資産合計	1,941,581

損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額
売上高	2,092,098
売上原価	1,508,231
売上総利益	583,867
販売費及び一般管理費	471,678
営業利益	112,189
営業外収益	
受取利息	161
受取配当金	68,623
関係会社事業損失引当金戻入額	24,852
その他の金融収益	1,715
営業外収益合計	95,352
営業外費用	
支払利息	416
社債利息	467
為替差損	1,341
貸倒引当金繰入額	364
関係会社事業損失引当金繰入額	21,273
その他の金融費用	2,336
営業外費用合計	26,199
経常利益	181,342
特別利益	
合併に伴う利益	21,246
投資有価証券売却益	11,057
関係会社株式売却益	6,165
特別利益合計	38,470
特別損失	
関係会社株式売却損	8,961
減損損失	3,813
特別損失合計	12,774
税引前当期純利益	207,037
法人税、住民税及び事業税	26,767
法人税等調整額	△1,928
法人税等合計	24,839
当期純利益	182,198

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

富士通株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	持永 勇一 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中谷 喜彦 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田邊 朋子 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小山 浩平 ㊦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士通株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、富士通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づき

て継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

富士通株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	持永 勇一 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中谷 喜彦 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田邊 朋子 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小山 浩平 ㊦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士通株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

富士通株式会社 監査役会

常勤監査役	近 藤 芳 樹	印
常勤監査役	広 瀬 陽 一	印
社外監査役	山 室 一 恵	印
社外監査役	三 谷 紘 司	印
社外監査役	初 川 浩 司	印

(注) 監査役 山室 恵、三谷 紘および初川 浩司の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

以 上

- 当社グループの研究開発の状況、最新のトピックスに関しましては、
当社および富士通研究所のWEBサイト (<https://www.fujitsu.com/jp/group/labs/>) ならびに
FUJITSU JOURNAL (<https://journal.jp.fujitsu.com/>) をご覧ください。



「表紙の写真」

首都チュニスから南へ向かうチュニア国鉄の長距離列車。
世界遺産の古都スースと円形闘技場で有名な街エル・ジェムの間、乾燥地帯の涸れ川(ワジ) にかかると橋を渡る。(チュニア)

株式事務のご案内

株主名簿管理人 〒100-8212
特別口座の口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所 〒100-8212
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

同連絡先、同郵送先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1
(0120)232-711(通話料無料)
(9:00~17:00(土日祝日は受付を行っておりません。))
〒137-8081
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

株式事務お手続き用紙のご請求
上記の証券代行部テレホンセンターのほか、
三菱UFJ信託銀行ホームページからご請求いただけます。
<https://www.tr.mufg.jp/daikou/>

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
基準日
定時株主総会関係 3月31日
配当金受領株主確定日 3月31日および9月30日
公告方法 電子公告
当社は公告を下記ホームページに掲載しております。
<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/kk/>

上場証券取引所 東京、名古屋

ご注意

1. 株主様の住所変更、配当金の振込指定、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっておりますので、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関(三菱UFJ信託銀行)にお問い合わせください。
なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店でもお取り扱いいたします。
3. 未受領の配当金(除斥期間が経過したものを除く。)につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

ご存知ですか？配当金の口座振込制度

- 配当金のお受取りは、口座振込のご利用が便利です。
- 配当金のお受取り方法変更の手続きは、以下までお問合せください。
 - ・証券会社で株式をお持ちの場合：証券口座を開設された証券会社
 - ・証券会社で株式をお持ちでない場合：三菱UFJ信託銀行株式会社

IR資料についてのご案内

当社IRサイトにて、IR資料をご覧いただけます。
バーコード読み取り機能付きの携帯電話またはスマートフォンを利用して右のQRコードを読み取り、当社IRサイト (<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/>) にアクセスしてください。IR資料をご希望の方は「IR資料請求」からフォームに必要事項をご入力のうえ、ご請求ください。



ご注意

1. QRコード読み取りに関する操作方法の詳細につきましては、お持ちの携帯電話またはスマートフォンの取り扱い説明書をご確認ください。
(なお、インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。)
2. QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
3. 上記サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

富士通株式会社

〒211-8588 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
<https://www.fujitsu.com/jp/>



2020年5月29日

株 主 各 位

事業報告・計算書類の一部インターネット開示について

当社は、第120回定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/>) に掲載しております。

第120期事業報告

1. 主要な事業所
2. 従業員の状況
3. 業務の適正を確保するための体制

第120期連結計算書類

連結注記表

第120期計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

富士通株式会社

1. 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

(1) 当社

本 店	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
本社事務所	東京都港区東新橋一丁目5番2号
営業拠点	北海道支社(札幌市)、東北支社(仙台市)、福島支社(福島県福島市)、 神奈川支社(横浜市)、関東支社(さいたま市)、千葉支社(千葉市)、新潟支社(新潟市)、 長野支社(長野県長野市)、北陸支社(石川県金沢市)、東海支社(名古屋市)、 静岡支社(静岡市)、関西支社(大阪市)、神戸支社(神戸市)、京都支社(京都市)、 山陰支社(島根県松江市)、中国支社(広島市)、四国支社(香川県高松市)、 九州支社(福岡市)
事業所	札幌システムラボラトリ(札幌市)、青森システムラボラトリ(青森県青森市)、 市ヶ谷オフィス(東京都千代田区)、品川オフィス(東京都港区)、 富士通ソリューションスクエア(東京都大田区)、武蔵小杉オフィス(川崎市)、 富士通新川崎テクノロジースクエア(川崎市)、幕張システムラボラトリ(千葉市)、 関西システムラボラトリ(大阪市)、高知富士通テクノポート(高知県南国市)、 九州R&Dセンター(福岡市)、大分システムラボラトリ(大分県大分市)、 熊本システムラボラトリ(熊本県上益城郡)
研究開発拠点/工場	川崎工場(川崎市)、小山工場(栃木県小山市)、那須工場(栃木県大田原市)、 長野工場(長野県長野市)、沼津工場(静岡県沼津市)、明石工場(兵庫県明石市)

(2) 子会社

国 内	富士通フロンテック(株)(東京都稲城市)、富士通テレコムネットワークス(株)(栃木県小山市)、 (株)富士通ITプロダクツ(石川県かほく市)、(株)富士通アドバンスドエンジニアリング(東京都新宿区)、 (株)富士通九州システムズ(福岡市)、(株)富士通総研(東京都港区)、Ridgelinez(株)(東京都千代田区)、 (株)富士通ソーシアルサイエンスラボラトリ(川崎市)、(株)富士通ビー・エス・シー(東京都港区)、 (株)富士通マーケティング(東京都港区)、富士通エフ・アイ・ピー(株)(東京都港区)、 (株)富士通エフサス(川崎市)、富士通ネットワークソリューションズ(株)(横浜市)、 (株)PFU(石川県かほく市)、富士通アイソテック(株)(福島県伊達市)、(株)トランストロン(横浜市)、 (株)富士通パーソナルズ(東京都港区)、富士通セミコンダクター(株)(横浜市)、 新光電気工業(株)(長野県長野市)、FDK(株)(東京都港区)、(株)富士通研究所(川崎市)
海 外	Fujitsu Network Communications, Inc.(米国)、Fujitsu Services Holdings PLC(英国)、 Fujitsu America, Inc.(米国)、Fujitsu Australia Limited(オーストラリア)、 Fujitsu Technology Solutions(Holding)B.V.(オランダ)、FUJITSU ASIA PTE. LTD.(シンガポール)

(3) データセンター

データセンター	北海道データセンター(北海道)、東北データセンター(宮城県)、館林データセンター(群馬県)、東京第一データセンター(東京都)、東京データセンター(神奈川県)、横浜データセンター(神奈川県)、横浜港北データセンター(神奈川県)、長野データセンター(長野県)、中部データセンター(愛知県)、大阪千里データセンター(大阪府)、明石データセンター(兵庫県)、中四国データセンター(広島県)、四国データセンター(高知県)、九州データセンター(福岡県)、グローバルデータセンター(世界各国)
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
テクノロジーソリューション	111,175	△1,162
ユビキタスソリューション	2,756	△236
デバイスソリューション	8,903	△1,859
その他、全社共通	6,237	190
合 計	129,071名	△3,067名

(2) 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
テクノロジーソリューション	28,765	552
ユビキタスソリューション	466	△88
その他、全社共通	3,337	277
合 計	32,568名	741名

平均年齢	43.6歳	平均勤続年数	19.5年
------	-------	--------	-------

3. 業務の適正を確保するための体制

(1) 「内部統制体制の整備に関する基本方針」の全文

1. 目的

富士通グループの企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動により生じるリスクをコントロールすることが必要である。かかる基本認識のもと、株主から当社の経営の委託を受けた取締役が、富士通グループの行動の原理原則である「FUJITSU Way」の実践・浸透とともに、どのような体制・規律をもって経営の効率性の追求と事業活動により生じるリスクのコントロールをし、経営に臨むかについて、その基本方針を委託者である株主に示すものである。

2. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 業務執行の決定と執行体制

- ①当社は、代表取締役社長の業務執行権限を分担する執行役員（以下、代表取締役および執行役員を総称して「経営者」という。）を置き、執行役員は、職務分掌に従い、意思決定と業務執行を行う。
- ②当社は、最高財務責任者（CFO）を置き、富士通グループの財務・会計を統括させる。
- ③当社は、代表取締役社長の意思決定を補佐するため、代表取締役および執行役員で構成する経営会議を設置する。
- ④代表取締役社長は、経営者または経営者から権限委譲を受けた従業員が意思決定をするために必要な制度、規程（経営会議規程、各種決裁制度等）を整備する。
- ⑤代表取締役社長は、決算報告・業務報告を毎回の定例取締役会において行うとともに、「内部統制体制の整備に関する基本方針」の運用状況について、定期的に取締役会に報告し、適正に運用されていることの確認を受ける。

(2) 業務効率化の推進体制

- ①当社は、富士通グループのビジネスプロセス改革による生産性向上、原価低減および費用圧縮を推進するための組織を設置し、経営の効率性を追求する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 全般的な損失リスク管理体制

- ①当社は、富士通グループの事業継続性、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害するおそれのあるリスクに対処するため、富士通グループ全体のリスクマネジメントを統括するリスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、リスク毎に所管部署を定め、適切なリスクマネジメントを実施する体制を整備する。
- ②リスク・コンプライアンス委員会は、富士通グループに損失を与えるリスクを常に評価、検証し、認識された事業遂行上のリスクについて、未然防止策の策定等リスクコントロールを行い、損失の最小化に向けた活動を行う。

③リスク・コンプライアンス委員会は、リスクの顕在化により発生する損失を最小限に留めるため、上記①の体制を通じて、顕在化したリスクを定期的に分析し、取締役会等へ報告を行い、同様のリスクの再発防止に向けた活動を行う。

(2) 個別の損失リスク管理体制

当社は、当社が認識する事業遂行上の個別の損失リスクに対処するため、リスク・コンプライアンス委員会に加え、下記の体制をはじめとするリスク管理体制を整備する。

①製品・サービスの欠陥や瑕疵に関するリスク管理体制

・富士通グループにおける製品・サービスの欠陥や瑕疵の検証、再発防止のための品質保証体制を構築する。
特に社会システムの安定稼働のため、品質、契約、ルール等を改善する活動を継続的に行う組織を設置する。

②受託開発プロジェクトの管理体制

・システムインテグレーション等の受託開発プロジェクトにおける不採算案件等の発生防止のため、商談推進およびプロジェクトの遂行に伴う各種リスクを監査する専門組織を設置する。

・当該専門組織は、契約金額、契約条件、品質、費用、納期等についての監査プロセスを定め、一定条件のプロジェクトの監査を行う。

・当該専門組織は、当該監査の結果にもとづき、各プロジェクトに対し是正勧告を行う。

③セキュリティ体制

・当社が提供するサービスに対するサイバーテロ、不正利用、情報漏洩等に対処するための組織を設置する。

(3) 経営リスクへの対応

①財務上のリスク管理体制

・財務上のリスクは、最高財務責任者が統括する。

②その他の経営リスクの管理体制

・市場動向、価格競争その他の経営リスクは、代表取締役社長が定める職務分掌に従い、各部門で対応する。

4. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制

①経営者は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本理念として「FUJITSU Way」に掲げられた行動規範を遵守するとともに、経営者としての倫理に基づいてグループ全体のコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。

②リスク・コンプライアンス委員会は、富士通グループのコンプライアンスを統括し、以下の職務を行う。

・継続的な教育の実施等により、富士通グループの従業員に対し「FUJITSU Way」に掲げられた行動規範の遵守を徹底させる。

・富士通グループの事業活動に係る法規制等を明確化するとともに、それらの遵守のために必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を行い、グループ全体のコンプライアンスを推進する。

- ・経営者および従業員に対し、職務の遂行に関連して、重大なコンプライアンス違反またはそのおそれのある事実を認識した場合は、直ちに通常の業務ラインを通じてその事実をリスク・コンプライアンス委員会に通知させる。
- ・通常の業務ラインとは独立した情報伝達ルートによりコンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を実施可能とするため、通報者の保護体制等を確保した内部通報制度を設置・運営する。
- ・リスク・コンプライアンス委員会は、重大なコンプライアンス違反またはそのおそれのある事実が発覚した場合、直ちに取締役会等へ報告する。

(2) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ①当社は、最高財務責任者のもと、財務報告を作成する組織のほか、財務報告の有効性および信頼性を確保するため、富士通グループの財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価を統括する組織を設置する。
- ②当該各組織において、富士通グループ共通の統一経理方針ならびに財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価に関する規程を整備する。
- ③富士通グループの財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価を統括する組織は、内部統制の有効性に関する評価結果を定期的に取り締役会等に報告する。

(3) 情報開示体制

当社は、社外に対し適時かつ適切な会社情報の開示を継続的に実施する体制を整備する。

(4) 内部監査体制

- ①当社は、業務執行について内部監査を行う組織（以下、「内部監査組織」という。）を設置し、その独立性を確保する。
- ②内部監査組織は、内部監査規程を定め、当該規程にもとづき監査を行う。
- ③内部監査組織は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体の内部監査を行う。
- ④内部監査の結果は、定期的に当社および当該グループ会社の取締役会、監査役等に報告する。

5. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①経営者は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報につき、社内規程に基づき、保管責任者を定めたうえで適切に保存・管理を行う。
 - ・株主総会議事録およびその関連資料
 - ・取締役会議事録およびその関連資料
 - ・その他の重要な意思決定会議の議事録およびその関連資料
 - ・経営者を決裁者とする決裁書類およびその関連資料
 - ・その他経営者の職務の執行に関する重要な文書

②取締役および監査役は、職務の執行状況を確認するため、上記①に定める文書を常時閲覧することができるものとし、各文書の保管責任者は、取締役および監査役からの要請に応じて、いつでも閲覧可能な体制を整備する。

6. 富士通グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、前記各体制および規程を、富士通グループを対象として構築、制定するとともに、グループ会社の経営者から職務の執行に係る事項の報告を受ける体制を整備する。また、グループ会社の効率的かつ適法・適正な業務執行体制の整備を指導、支援、監督する。
- ②当社は、グループ会社の重要事項の決定権限や決定プロセス等、代表取締役社長からのグループ会社に対する権限委任に関する共通ルールを制定する。
- ③代表取締役社長は、グループ各社の管轄部門を定め、当該管轄部門の業務執行を分掌する執行役員は、グループ各社の社長、CEO等を通じて上記①および②の実施および遵守を確認する。
- ④当社およびグループ各社の経営者は、定期的な連絡会等を通じて富士通グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題を共有し、協働する。

7. 監査役の監査の適正性を確保するための体制

(1) 独立性の確保に関する事項

- ①当社は監査役の職務を補助すべき従業員の組織として監査役室を置き、その従業員は監査役の要求する能力および知見を有する適切な人材を配置する。
- ②経営者は、監査役室の従業員の独立性および監査役による当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、その従業員の任命、異動、報酬等人事に関する事項については監査役の同意を得るものとする。
- ③経営者は、監査役室の従業員を原則その他の組織と兼務させないものとする。
ただし、監査役の要請により特別の専門知識を有する従業員を兼務させる必要が生じた場合は、上記②の独立性の確保に配慮する。

(2) 報告体制に関する事項

- ①当社およびグループ各社の経営者は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
- ②当社およびグループ各社の経営者は、経営もしくは業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または職務の遂行に関連して重大なコンプライアンス違反もしくはそのおそれのある事実を認識した場合、直ちに監査役に報告する。
- ③当社およびグループ各社の経営者は、定期的に監査役に対して職務の執行状況を報告する。
- ④当社およびグループ各社の経営者は、上記②または③の報告をしたことを理由として経営者または従業員を不利益に取り扱ってはならない。

(3) 実効性の確保に関する事項

- ①当社およびグループ各社の経営者は、定期的に監査役と情報交換を行う。

- ②監査役の職務の執行について生じる費用については、会社法第388条に基づくこととし、経営者は、同条の請求に係る手続きを定める。
- ③内部監査組織は、定期的に監査役に対して監査結果を報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、代表取締役社長の業務執行権限を分担する執行役員を置き、執行役員は、職務分掌に従い意思決定および業務執行を行っています。

また、経営会議を原則として月に2回開催し、代表取締役社長の意思決定を補佐しています。この経営会議は、社長を含む最小限のメンバーを構成員とし、業務執行に関するあらゆる事項を適時に議論、決定できる会議体として運営することで、経営の効率化、迅速化と会議の実効性を強化しています。このほか、当期においては、代表取締役から他の役員への権限委譲の範囲等を定める規程および各種決裁に関する規程を一本化し、大幅な権限委譲を伴う決裁基準への見直しを実施することにより、経営のさらなる迅速化を図っています。

2. リスクマネジメント体制およびコンプライアンス体制

当社では、リスクマネジメント体制とコンプライアンス体制を「内部統制体制の整備に関する基本方針」の中心に位置づけ、これらの体制をグローバルに統括する組織として、リスク・コンプライアンス委員会（以下「委員会」といいます。）を設置し、取締役会に直属させています。

委員会は、代表取締役社長を委員長として、業務執行取締役で構成しており、定期的に委員会を開催して、把握した業務遂行上のリスクについて顕在化の未然防止や顕在化したリスクにより生じる損失の対策について方針を決定します。

委員長は、委員会による決定事項の執行者として最高リスク・コンプライアンス責任者を任命し、委員会の決定事項を実行させています。

このほか、委員会は、コンプライアンス違反や情報セキュリティを含む業務遂行上のリスクに関し、リスクが顕在化した場合には、適時に委員会に報告される体制を、当社内だけでなく、富士通グループを対象に整備・運用しているほか、内部通報制度も運用しています。

また、委員会の下に、富士通グループ情報セキュリティ基本方針（グローバルセキュリティーポリシー）に基づく最高情報セキュリティ責任者（CISO）を置き、さらに、CISOの下にリージョナルCISOを設置し、情報セキュリティ施策の策定と実行を行っています。

委員会は、以上のような体制を運用する過程で、リスクが顕在化した場合はもちろんのこと、定期的に取締役会に委員会の活動の経過および結果を報告し、監督を受けています。

さらに、当社では、FUJITSU Wayの行動規範を、個々の従業員の行動ベースにまで落とし込んだGlobal Business Standardsを20カ国語で展開し、富士通グループで統一的に運用しています。コンプライアンス関連規程を、富士通グループ全体を対象に整備し、運用していることに加え、「グローバルコンプライアンスプログラム」

を策定し、様々な教育、周知活動を継続的に実施し、富士通グループ全体の法令遵守体制の維持・向上に取り組んでいます。

情報管理に関する取り組みとして、2018年1月に、EUの一般データ保護規則（GDPR）への対応として、お客様から処理の委託を受けた個人データの取り扱いに関する富士通グループとしての共通ルールを定めたデータ処理者のための拘束的企業準則（Binding Corporate Rules for Processors）の承認申請を、オランダのデータ保護機関に対して行っており、その承認に向け、当局への対応を適宜行っています。内部通報制度については、富士通グループ全社員からの通報・相談窓口（「コンプライアンスライン／FUJITSU Alert」）を社内外に設置するとともに、グループ会社でも個別に通報・相談窓口を整備し、運用しています。これにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、法令を誠実に遵守する公正な経営を強化しています。

3. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社では、リスク・コンプライアンス委員会の指揮の下、内部統制および内部監査を担当する組織がEAGLE Innovationと呼ぶ体制を構築し、企業会計審議会の「財務報告に係る内部統制体制の評価及び監査に関する実施基準」の原則に基づいて規程を整備しています。これに基づいて、富士通グループ全体の財務報告に係る内部統制の評価を実施しており、活動状況および評価結果等については、最高財務責任者およびリスク・コンプライアンス委員会等に報告しています。

4. 富士通グループにおける業務の適正を確保するための体制

リスクマネジメント体制、コンプライアンス体制、財務報告の適正性を確保するための体制等は、富士通グループを対象として整備しています。

特に、リスクマネジメント体制およびコンプライアンス体制においては、富士通グループのグローバルな地域に基づく業務執行体制の区分である「リージョン」ごとに、リージョンリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、リスク・コンプライアンス委員会の下部組織と位置づけ、機能させることで富士通グループ全体を網羅できるようにしています。

このほか、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制として、富士通グループ会社（一部の子会社を除く）の重要事項の決定権限や決定プロセスを定めた権限委譲に関する規程を制定し、グループ会社から当社に対する業務に関する報告義務とともに、グループ会社に遵守させ、グループにおける重要事項の決定や報告に関する体制を整備しています。

以上を中心とする内部統制体制の運用状況については、定期的に取り締り会への報告を行っています。

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記】

1. 会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号、最終改正 令和2年3月31日法務省令第27号）に基づいて連結計算書類を作成しております。当連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより求められる開示項目の一部を省略しております。
2. 連結の範囲に関する事項
本連結計算書類は、主要な子会社391社を連結したものであります。当連結会計年度の連結範囲の異動は、増加7社、減少27社で、主な増減は以下のとおりであります。なお、主要な連結子会社名は、「事業報告 1 企業集団の現況 (4)重要な子会社等の状況」に記載しているため省略しております。
(当年度取得・設立等により、連結子会社とした会社) …………… 7社
(清算・売却等により減少した会社) …………… 18社
(合併により減少した会社) …………… 9社
3. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称
関連会社に対する投資につきましては、持分法を適用しており、適用会社数は25社であります。
主な持分法適用会社は、富士通クライアントコンピューティング(株)、(株)富士通ゼネラル、富士通リース(株)、(株)ソシオネクストであります。なお、当連結会計年度の持分法適用会社の異動は、増加3社、減少4社であります。
 - (2) (株)JCCの発行済株式の20%以上を所有しておりますが、同社は情報処理産業振興のため、国産電算機製造会社等6社の共同出資により運営されている特殊な会社でありますので、関連会社としておりません。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ①金融資産
 - a.非デリバティブ金融資産
金融資産は、償却原価で測定する金融資産、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。なお、この分類は、当初認識時に決定しております。すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。
償却原価で測定する金融資産
金融資産は、以下の2要件を満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。
・金融資産から生じる契約上のキャッシュ・フローを回収するために当該金融資産を保有していること。
・金融資産から生じるキャッシュ・フローが、契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであること。
当初認識後は、実効金利法による償却原価（減損損失控除後）で測定し、償却額は金融収益として純損益で認識しております。
公正価値で測定する金融資産
償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。公正価値で測定する資本性金融商品については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有されるものを除き、個々の資本性金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。当初認識後は、期末日における公正価値で測定し、その変動額は金融資産の分類に応じて純損益又はその他の包括利益で認識しております。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の認識を中止した場合には、過去に認識したその他の包括利益の累計額を利益剰余金に振り替えております。
 - b.デリバティブ金融資産
デリバティブは当初認識時に公正価値で測定し、当初認識後も公正価値で測定しております。ヘッジ会計の要件を満たすものとして指定していない場合には、その公正価値の変動は純損益で認識しております。キャッシュ・フロー・ヘッジについては、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分はその他の包括利益で認識し、ヘッジ非有効部分は純損益で認識しております。
 - ②非金融資産
 - a.棚卸資産
棚卸資産は取得原価で測定しておりますが、正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。
棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費のほか当該棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生した原価を含めており、代替性がある場合は移動平均法又は総平均法によって測定し、代替性がない場合は個別法により測定しております。
正味実現可能価額は、通常の事業の過程における予想売価から完成までに要する見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除して算定しております。長期に滞留する棚卸資産及び役務の提供が長期にわたる有償保守サービス用棚卸資産については、将来の需要や市場

動向を反映した正味表現可能価額としております。

b.有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

c.のれん

企業結合で取得したのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した額で測定しております。

d.無形資産

無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

e.減損

棚卸資産を除く非金融資産については、減損の兆候が存在する場合に、その資産の回収可能価額を見積り、減損テストを行っております。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産は、減損の兆候が存在する場合のほか、年次で減損テストを行っております。減損損失は、資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に認識しております。

(2) 資産の償却の方法

①有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産項目は、償却可能額（取得原価から残存価額を控除した金額）を定期的にその耐用年数にわたって減価償却しております。当社グループは、資産から得ることができる将来の経済的便益の消費パターン（収益と費用のより適切な対応）を反映した方法として主として定額法を適用しております。

有形固定資産項目の減価償却は、資産の稼動が可能になった時より開始し、資産が消滅（減却もしくは売却）又は売却目的で保有する資産に分類された日のいずれか早い日に終了します。

重要な有形固定資産項目の見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 …………… 7年～50年
- ・機械及び装置 …………… 3年～ 7年
- ・工具、器具及び備品 …………… 2年～10年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、必要に応じて見直しております。

②無形資産（使用権資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間における見込販売数量に基づいて償却しております。自社利用のソフトウェアやその他の無形資産のうち、耐用年数を確定できるものは、資産の将来の経済的便益が消費されると予測されるパターンを耐用年数に反映し、その耐用年数にわたって原則として定額法にて償却しております。

見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・市場販売目的のソフトウェア …… 3年
- ・自社利用のソフトウェア …………… 5年以内

償却方法、耐用年数及び残存価額は、必要に応じて見直しております。

③使用権資産

借手が資産をリース期間にわたり使用する権利を表す有形固定資産及び無形資産に含まれる使用権資産については、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で定額法にて償却しております。

(3) 引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として当社グループが法的又は推定の債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、かつその債務の金額を合理的に見積ることができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該債務に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。

(4) 退職給付制度

確定給付型退職給付制度

確定給付型退職給付制度に関する当社グループの確定給付負債（資産）の純額は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額で測定しております。確定給付制度債務は、制度ごとに区別して、従業員が提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積り、その金額を現在価値に割り引くことによって算定しております。この計算は、連結会計年度ごとに、保険数理人が予測単位積増方式を用いて行っております。割引率は、当社グループの従業員に対する退職給付の支払見込期間と概ね同じ満期日を有するもので、かつ支払見込給付と同じ通貨建の、優良社債の連結会計年度末における市場利回りにより決定しております。当社グループは、確定給付負債（資産）の純額は、再測定した時点で、税効果を調整した上でその他の包括利益で認識し、その他の資本の構成要素から直ちに利益剰余金に振り替えております。

確定拠出型退職給付制度

確定拠出型退職給付制度の拠出額は、従業員がサービスを提供した期間に、人件費として純損益で認識しております。リスク分担型企業年金は、追加掛金の拠出義務を実質的に負っていないため、確定拠出制度に分類しております。

(5) 売上収益

サービスの提供は、通常、一定の期間にわたり充足される履行義務であります。サービスの売上収益は、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合は進捗度の測定に基づいて、進捗度を合理的に測定できない場合は履行義務の結果を合理的に測定できるようになるまで発生したコストの範囲で、認識しております。一括請負などの成果物の引渡し義務を負うサービス契約（システムインテグレーション等）は、原則としてプロジェクト見積総原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法に基づいて売上収益を認識しております。継続して役務の提供を行うサービス契約（アウトソーシングサービス、メンテナンス等）は、サービスが提供される期間に対する提供済期間の割合で進捗度を測定する方法に基づいて売上収益を認識しております。

ハードウェア・プロダクトを単体で提供する場合は、通常、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものでないため、一時点で充足される履行義務であり、その支配を顧客に移転した時点で、取引価格のうち履行義務に配分した額を売上収益として認識しております。サーバ、ネットワークプロダクトなど、据付等の重要なサービスを要するハードウェアの販売による売上収益は、原則として、顧客の検収時に認識しております。パソコン、電子デバイス製品などの標準的なハードウェアの販売による売上収益は、原則として、当該ハードウェアに対する支配が顧客に移転する引渡時に認識しております。

当社グループにおける主なライセンスであるソフトウェアについては、通常、供与後に当社が知的財産の形態又は機能性を変化させる活動又はライセンス期間にわたって知的財産の価値を維持するための活動を実施する義務を負わないため、知的財産を使用する権利として一時点で売上収益を認識しております。

複合取引とは、ハードウェア販売とその付帯サービス、あるいはソフトウェア販売とその後のサポートサービスなどのように複数の財又はサービスが一つの契約に含まれるものであります。顧客に約束している財又はサービスは、顧客がその財又はサービスからの便益をそれぞれ単独で又は顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせて得ることができる場合、かつ、財又はサービスを顧客に移転するという企業の約束が契約の中の他の約束と区分して識別可能である場合には、別個の履行義務として識別しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

会計上の見積りについて、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、一定期間にわたり追加で売上収益等に将来の不確実性を反映した仮定により、減損等を見積りを行っております。

【会計方針の変更に関する注記】

1. IFRS第16号「リース」の適用

当社グループは、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」（以下、IFRS第16号）を適用しております。IFRS第16号の適用により、従前のIAS第17号「リース」に基づき借手のオペレーティング・リースとして区分され、リース料支払い時に費用処理されていたリース契約について、リースの開始日に、リース期間に応じた使用权資産及びリース負債が連結財務状態計算書に計上され、リース期間にわたって費用処理されません。

IFRS第16号の適用にあたっては、経過措置として認められている、適用による累積的影響を適用開始日に利益剰余金の期首残高の調整として認識する方法を採用しております。IFRS第16号の適用により、有形固定資産に含まれる使用权資産が建物及び構築物を中心に169,184百万円増加した結果、従前のIAS第17号で認識していたファイナンス・リースに係るリース資産19,336百万円と合わせ、当連結会計年度の期首において有形固定資産に含まれる使用权資産は188,520百万円となりました。また、社債、借入金及びリース債務に含まれるリース債務が170,341百万円増加した結果、従前のIAS第17号で認識していたファイナンス・リースに係るリース債務27,079百万円と合わせ、当連結会計年度の期首において社債、借入金及びリース債務に含まれるリース債務は197,420百万円となりました。

当連結会計年度における資産、負債、資本への影響及び営業利益、当期利益への影響は軽微であります。

【連結財政状態計算書に関する注記】

1. 資産から直接控除した貸倒引当金	(単位：百万円)
(1) 売上債権	4,947
(2) その他の非流動資産	1,364
2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,312,247
(減損損失累計額を含む)	
3. 保証債務	
保証債務残高	80
(被保証先) 従業員の住宅ローン	80

【連結損益計算書に関する注記】

1. その他の費用
 その他の費用の主なものは、事業構造改善費用23,432百万円であります。電子部品事業の再編やシステムプロダクト事業の生産体制効率化など、国内工場の再編に関して15,218百万円の事業構造改善費用を計上しています。また、北米事業を中心とした海外事業の再編に関して8,214百万円の事業構造改善費用を計上しています。北米事業については、サービスビジネスを強化するため、事業ポートフォリオの見直しを行い、プロダクト事業からの撤退やリテール事業における当社グループ内の重複整理などを決定しました。

【連結持分変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
 普通株式 207,001,821株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月23日 取締役会	普通株式	16,214	80円	2019年3月31日	2019年6月3日
2019年10月29日 取締役会	普通株式	16,215	80円	2019年9月30日	2019年11月22日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月28日 取締役会	普通株式	20,024	利益剰余金	100円	2020年3月31日	2020年6月1日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、『富士通グループ・トレジャリー・ポリシー』に基づいて財務活動を行い、事業活動における資金需要に基づき、主に銀行借入や社債発行により資金を調達しております。一時的な余剰資金は、事業活動に必要な流動性を確保した上で安全性の高い金融資産にて運用しております。デリバティブ取引については、ヘッジ目的のみに利用し、投機目的及びトレーディング目的では行っておりません。売上債権及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。また、製品の輸出に伴い一部の売上債権は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されております。その他の金融資産は、主に資金運用を目的とした譲渡性預金や取引先企業との取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有する株式等であり、株式については市場価格の変動リスクや出資先の財政状態の悪化リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し貸付を行っております。

仕入債務及びその他の債務は、概ね1年以内の支払期日であります。また、部材の輸入に伴い一部の仕入債務は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されております。社債及び借入金、運転資金及び設備投資等の資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

①信用リスク

当社グループは、製品の販売、サービスの提供にあたり、与信管理の基準及び手続きに従い、回収リスクの軽減を図っております。売上債権及び契約資産については、営業部門から独立した部門が取引先の信用状況を審査し、売上債権については取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。また、貸付金については、定期的に貸付先の財政状況を把握し、必要に応じて貸付条件を見直す場合があります。

デリバティブ取引は、取引先の選定にあたり、信用リスクを考慮しております。

当連結会計年度の末日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の帳簿価額により表わされております。

②流動性リスク

当社グループは、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、資金調達方法の多様化を進めることにより流動性リスクを軽減しております。

③市場リスク

当社グループは、外貨建ての売上債権及び仕入債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約等の取引を利用して、外貨建てのキャッシュ・フローに係る為替の変動リスクを抑制するために、通貨スワップ等の取引を利用しております。また、社債及び借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

株式については、定期的に公正価値や出資先の財務状況を把握するとともに、出資先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引に関する管理規定に基づき、最高財務責任者（CFO）が承認した方針に従い財務部門が個別の取引を実施し、管理台帳への記録及び契約先との取引残高の照合を行っております。また、財務部門は、実施した取引の内容・取引残高の推移を、CFO及び経理部門責任者に報告しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2020年3月31日における帳簿価額及び公正価値については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
資産		
償却原価で測定する金融資産	2,666	2,598
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	21,962	21,962
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	107,421	107,421
資産合計	132,049	131,981
負債		
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	—	—
償却原価で測定する金融負債	87,643	87,991
負債合計	87,643	87,991

(注) 1. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 2. 金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

金融商品の公正価値の見積りにおいて、活発な市場での公表価格が入手できる場合は、公表価格を用いております。活発な市場での公表価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割引く方法、またはその他の適切な評価方法により見積っております。

(注) 3. リース債務については「金融商品の公正価値等に関する事項」の開示に含まれておりません。

(注) 4. 償却原価で測定する金融資産及び金融負債のうち、流動資産及び流動負債に分類されるものについては、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっているため、「金融商品の公正価値等に関する事項」の開示を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり親会社所有者帰属持分	6,197円11銭
基本的1株当たり当期利益	791円20銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位: 百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	
2019年4月1日残高	324,625	167,662	167,662	19,816	0	281,133	300,950
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	3,242	—	△35,672	△32,429
当期純利益	—	—	—	—	—	182,198	182,198
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	6	6	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	△0	0	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	6	6	3,242	△0	146,526	149,769
2020年3月31日残高	324,625	167,669	167,669	23,059	—	427,659	450,719

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
2019年4月1日残高	△29,556	763,682	31,691	31,691	795,373
当期変動額					
剰余金の配当	—	△32,429	—	—	△32,429
当期純利益	—	182,198	—	—	182,198
自己株式の取得	△30,101	△30,101	—	—	△30,101
自己株式の処分	43	49	—	—	49
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	△11,428	△11,428	△11,428
当期変動額合計	△30,058	119,717	△11,428	△11,428	108,289
2020年3月31日残高	△59,614	883,399	20,263	20,263	903,662

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号、最終改正 令和2年3月31日法務省令第27号）に基づいて計算書類を作成しております。

2. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- 子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法
- その他有価証券
 - ・時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法
取得原価と時価との差額の処理方法 …… 全部純資産直入法
売却時の売却原価の算定方法 …… 移動平均法による原価法
 - ・時価のないもの …… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等

- デリバティブ …… 時価法

(3) 棚卸資産

- 通常の販売目的で保有する棚卸資産
- ・商品及び製品 …… 移動平均法による原価法
 - ・仕掛品 …… 個別法又は総平均法による原価法
 - ・原材料及び貯蔵品 …… 移動平均法による原価法
- なお、収益性の低下した棚卸資産については、帳簿価額を切下げております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法で計算しております。
- 耐用年数についてはビジネスごとに実態に応じた回収期間を反映し、次のとおり見積っております。
- ・建物、構築物 …… 7年～50年
 - ・機械及び装置 …… 3年～7年
 - ・工具、器具及び備品 …… 2年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- ソフトウェア
- ・市場販売目的 …… 見込有効期間（3年）における見込販売数量に基づく方法
 - ・自社利用 …… 利用可能期間（5年以内）に基づく定額法
 - その他 …… 定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、定額法で計算しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 工事契約等損失引当金

受注制作のソフトウェア及び工事契約のうち、当事業年度末時点で採算性の悪化が顕在化しているものについて損失見込額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

契約に基づき保証期間内の製品を無償で修理・交換する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎として算出した修理・交換費用の見積額を製品の販売時に計上しております。

- (4) 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業に係る損失等に備えるため、関係会社の財政状態等を個別に勘案し、損失見込額を計上しております。
- (5) 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
- (6) 事業構造改善引当金
事業構造改善のための事業整理等に伴う損失見込額を計上しております。
- (7) 退職給付引当金又は前払年金費用
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
・過去勤務費用の処理方法 …… 定額法（10年）により費用処理
・数理計算上の差異の処理方法 … 定額法（従業員の平均残存勤務期間）で按分した額をそれぞれ発生期の翌事業年度より費用処理
- (8) 電子計算機買戻損失引当金
買戻特約付電子計算機販売の買戻時の損失補てんに充てるため、過去の実績を基礎とした買戻損失発生見込額を計上しております。
- (9) 株式報酬引当金
役員等に対する株式報酬の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- (10) 環境対策引当金
PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理や土壌改良工事等の環境対策に係る支出に備えるため、当該発生見込額を計上しております。
5. 収益及び費用の計上基準
受注制作のソフトウェア等に係る収益の認識基準等
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準を適用し、その他の場合については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する場合の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法を用いております。
6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
- (2) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (3) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
- (4) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
- (5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
グループ通算制度の創設及び移行に合わせた単体納税制度の見直しを含む「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）が2020年3月に成立しましたが、当社の繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項に定める取り扱いに従い、改正前の税法の規定に基づいております。
- (追加情報)
会計上の見積りについて、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、一定期間にわたり追加で売上高等に将来の不確実性を反映した仮定により、減損等を見積りを行っております。

【表示方法の変更に関する注記】

前事業年度において、営業外収益の「その他の金融収益」に含めて表示しておりました「関係会社事業損失引当金戻入額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	(単位：百万円)
建物	213,124
構築物	15,040
機械及び装置	16,408
車両運搬具	51
工具、器具及び備品	169,802
計	414,427

2. 保証債務

保証債務残高	781
(主な被保証先) 海外子会社の金融子会社からの借入金	696

上記、保証債務残高及び主な被保証先には債務保証の他、保証予約、経営指導念書等の保証類似行為を含めて表示しております。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	205,627
長期金銭債権	621
短期金銭債務	277,220
長期金銭債務	1,897

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	(単位：百万円)
売上高	574,157
仕入高	1,138,129
営業取引以外の取引による取引高	69,474

2. 合併に伴う利益

連結子会社である富士通セミコンダクター(株)の吸収合併及び富士通エフ・アイ・ピー(株)のデータセンターサービス事業を当社に承継させる吸収分割を行ったことに伴う利益であります。主に抱合せ株式消滅差益を含んでおります。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度末における自己株式の数

普通株式	6,754,157株
------	------------

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式等評価損、関係会社事業損失引当金、未払賞与であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。なお、スケジュールリングが不能な関係会社株式等評価損などに係る繰延税金資産については、評価性引当額を控除しております。

【企業結合に関する注記】

共通支配下の取引等

(i) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(i) 結合当事企業の名称

当社、当社の連結子会社である富士通セミコンダクター(株)

(ii) 事業の内容

富士通セミコンダクター(株)

当社グループの半導体事業にかかる事業統括会社ならびにシステムメモリの設計、開発、製造および販売

② 企業結合日

2020年3月31日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、富士通セミコンダクター(株)を消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

富士通(株)

⑤ その他取引の概要に関する事項

経営方針に基づき、コア事業であるサービス事業を中心としたテクノロジーソリューション事業への経営資源の集中を進めた結果、半導体事業の規模が大きく変化したことから、半導体事業の統括会社の規模を適正化するとともに、150mm半導体受託製造事業およびシステムメモリ事業のさらなる競争力強化や効率的な運営、事業責任の明確化を図るため、以下の組織再編を実施いたしました。

- ・富士通セミコンダクター(株) (以下、FSL) のシステムメモリ事業を会社分割(新設分割)により分社化し、システムメモリ事業の意思決定を迅速化するとともに事業責任を明確化。
- ・FSLが保有する半導体事業関連資産を会社分割(吸収分割)により会津富士通セミコンダクター(株) (以下、AFSL) に移管。半導体事業の規模に見合った統括会社として、半導体事業の経営資源をAFSLに集約。
- ・当社を存続会社、FSLを消滅会社とする吸収合併により、FSLが保有するAFSLの株式および半導体事業に不要な資産を当社に集約。
- ・AFSLの商号を富士通セミコンダクター(株)に変更。

(2) 実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

当該合併に伴う利益11,658百万円を特別利益として計上しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)富士通マーケティング	所有 直接100%	当社製品の販売及び保守等 役員の兼任	当社製品の 販売	売上高 121,265	売掛金	25,645
子会社	(株)富士通エフサス	所有 直接100%	サポートサービス等の委託及び 当社製品の販売、保守 役員の兼任	サポート サービス等の 委託	仕入高 119,628	買掛金	31,084
子会社	富士通セミコンダクター(株) ^{(注)3}	所有 直接100%	当社が使用するLSIの開発、製造	配当金の 受取	受取 配当金 11,800	—	—
子会社	富士通(中国)有限公司	所有 直接100%	中国におけるグループ会社投資ならび に投資先への業務支援 役員の兼任	配当金の 受取	受取 配当金 17,339	—	—
関連 会社	富士通クライアント コンピューティング(株)	所有 直接44%	当社が販売するシステム商談等に含ま れるパソコンの製造委託 役員の兼任	パソコンの 製造委託等	仕入高 292,669	買掛金	41,151

(注)1. 記載した取引は基本的に公正な価格をベースにした取引条件となっております。ただし、配当金の受取については、会社の財政状態等を勘案しております。

(注)2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注)3. 当社は、2020年3月31日に富士通セミコンダクター(株)を当社に吸収合併いたしました。詳細については「企業結合に関する注記」をご参照ください。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 …………… 4,512円72銭

1株当たり当期純利益金額 …………… 900円73銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

2021年2月24日

吸収合併に係る事前開示書面

川崎市中原区小杉町一丁目 403 番地
株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ
代表取締役 土肥 啓介

株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボラトリは、2021年4月1日を効力発生日として、富士通株式会社（以下「吸収合併存続会社」という）を存続会社、株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ（以下「吸収合併消滅会社」という）を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を行うことといたしました。

本件合併を行うに際して、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

本件合併における吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であることから、吸収合併存続会社は、本件合併に際し、その対価として株式、金銭その他財産の交付は行いません。

3. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象の内容

①完全子会社への吸収分割契約の件

吸収合併存続会社は、2021年1月28日付で富士通 Japan 株式会社との間で、2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併存続会社が民需分野の準大手・中堅中小企業向け、自治体向け、医療・教育機関向け、地域農林水産機関向けおよび地域メディア向けソリューションビジネスおよびサービス/プロダクトビジネス事業に関して有する権利義務を富士通 Japan 株式会社へ承継させる吸収分割契約を締結いたしました。

②完全子会社との合併契約締結の件

吸収合併存続会社は、2021年1月28日、以下の完全子会社12社との間で、2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併存続会社を存続会社、完全子会社12社を消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。なお、本件合併はこれに含まれます。

- ・株式会社富士通研究所
- ・株式会社富士通ビー・エス・シー
- ・株式会社富士通アドバンストエンジニアリング

- ・富士通アプリケーションズ株式会社
- ・株式会社富士通システムズアプリケーション&サポート
- ・株式会社富士通北陸システムズ
- ・株式会社富士通九州システムズ
- ・株式会社富士通パブリックソリューションズ
- ・株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズ
- ・株式会社富士通システムズウェブテクノロジー
- ・株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング
- ・株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ

③自己株式取得の件

吸収合併存続会社は、2020年1月30日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

- ・取得対象株式の種類 : 吸収合併存続会社の普通株式
- ・取得した株式の総数 : 1,267千株
- ・株式の取得価額の総額 : 19,999百万円
- ・取得日 : 2021年1月29日
- ・取得方法 : 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引
(ToSTNeT-3)による買付け

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件合併後の吸収合併存続会社の事業活動において、吸収合併存続会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件合併の効力が生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

以上

合 併 契 約 書

富 士 通 株 式 会 社

株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボトリ

合併契約書

富士通株式会社（以下、「甲」という）と株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ（以下、「乙」という）とは、合併に関し次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下、「本合併」という）。

第2条（合併をする会社の商号および住所）

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：富士通株式会社

住所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ

住所：神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目403番地

第3条（合併による新株式の発行および割当）

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して新株式の発行および金銭等の交付は行わない。

第4条（増加すべき資本金および準備金）

本合併に際して甲の資本金および資本準備金は増加しない。

第5条（承認総会）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、令和3年4月1日とする。なお、本合併の手續進行上の必要性その他の理由により、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第7条（財産および権利義務の引継ぎ）

乙は、令和2年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を、効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第9条（従業員の処遇）

効力発生日における乙の従業員は、全員甲が雇用するものとし、勤続年数については、乙における年数を通算する。その他の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ、これを決定する。

第10条（退職慰労金）

甲は、乙が乙の取締役または監査役に対して、乙の慣例を尊重して、乙の株主総会、あるいは会社法第319条第1項に定める方法による承認を得て退職慰労金を支給することに同意する。

第11条（事情変更の場合）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義を生じた場合、その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

令和3年1月28日

甲 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

乙 神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目403番地
株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ
代表取締役社長 土肥 啓介

別紙 2

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添 1 の別紙 2 と同内容であるため、省略いたします。

以 上

2021年2月24日

吸収合併に係る事前開示書面

横浜市港北区新横浜二丁目4番地19
株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズ
代表取締役 新田 将人

株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズは、2021年4月1日を効力発生日として、富士通株式会社（以下「吸収合併存続会社」という）を存続会社、株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズ（以下「吸収合併消滅会社」という）を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を行うことといたしました。

本件合併を行うに際して、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

本件合併における吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であることから、吸収合併存続会社は、本件合併に際し、その対価として株式、金銭その他財産の交付は行いません。

3. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象の内容

①完全子会社への吸収分割契約の件

吸収合併存続会社は、2021年1月28日付で富士通 Japan 株式会社との間で、2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併存続会社が民需分野の準大手・中堅中小企業向け、自治体向け、医療・教育機関向け、地域農林水産機関向けおよび地域メディア向けソリューションビジネスおよびサービス/プロダクトビジネス事業に関して有する権利義務を富士通 Japan 株式会社へ承継させる吸収分割契約を締結いたしました。

②完全子会社との合併契約締結の件

吸収合併存続会社は、2021年1月28日、以下の完全子会社12社との間で、2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併存続会社を存続会社、完全子会社12社を消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。なお、本件合併はこれに含まれます。

- ・株式会社富士通研究所
- ・株式会社富士通ビー・エス・シー
- ・株式会社富士通アドバンストエンジニアリング

- ・富士通アプリケーションズ株式会社
- ・株式会社富士通システムズアプリケーション&サポート
- ・株式会社富士通北陸システムズ
- ・株式会社富士通九州システムズ
- ・株式会社富士通パブリックソリューションズ
- ・株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズ
- ・株式会社富士通システムズウェブテクノロジー
- ・株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング
- ・株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ

③自己株式取得の件

吸収合併存続会社は、2020年1月30日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

- ・取得対象株式の種類 : 吸収合併存続会社の普通株式
- ・取得した株式の総数 : 1,267千株
- ・株式の取得価額の総額 : 19,999百万円
- ・取得日 : 2021年1月29日
- ・取得方法 : 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引
(ToSTNeT-3)による買付け

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件合併後の吸収合併存続会社の事業活動において、吸収合併存続会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件合併の効力が生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

以上

合 併 契 約 書

富 士 通 株 式 会 社

株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズ

合併契約書

富士通株式会社（以下、「甲」という）と株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズ（以下、「乙」という）とは、合併に関し次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下、「本合併」という）。

第2条（合併をする会社の商号および住所）

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：富士通株式会社

住所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズ

住所：神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番地19

第3条（合併による新株式の発行および割当）

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して新株式の発行および金銭等の交付は行わない。

第4条（増加すべき資本金および準備金）

本合併に際して甲の資本金および資本準備金は増加しない。

第5条（承認総会）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、令和3年4月1日とする。なお、本合併の手續進行上の必要性その他の理由により、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第7条（財産および権利義務の引継ぎ）

乙は、令和2年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を、効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第9条（従業員の処遇）

効力発生日における乙の従業員は、全員甲が雇用するものとし、勤続年数については、乙における年数を通算する。その他の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ、これを決定する。

第10条（退職慰労金）

甲は、乙が乙の取締役または監査役に対して、乙の慣例を尊重して、乙の株主総会、あるいは会社法第319条第1項に定める方法による承認を得て退職慰労金を支給することに同意する。

第11条（事情変更の場合）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義を生じた場合、その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

令和3年1月28日

甲 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

乙 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番地19
株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズ
代表取締役社長 新田 将人

別紙 2

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添 1 の別紙 2 と同内容であるため、省略いたします。

以 上

2021年2月24日

吸収合併に係る事前開示書面

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
株式会社富士通アドバンストエンジニアリング
代表取締役 平山 秀明

株式会社富士通アドバンストエンジニアリングは、2021年4月1日を効力発生日として、富士通株式会社（以下「吸収合併存続会社」という）を存続会社、株式会社富士通アドバンストエンジニアリング（以下「吸収合併消滅会社」という）を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を行うことといたしました。

本件合併を行うに際して、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

本件合併における吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であることから、吸収合併存続会社は、本件合併に際し、その対価として株式、金銭その他財産の交付は行いません。

3. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象の内容

①完全子会社への吸収分割契約の件

吸収合併存続会社は、2021年1月28日付で富士通 Japan 株式会社との間で、2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併存続会社が民需分野の準大手・中堅中小企業向け、自治体向け、医療・教育機関向け、地域農林水産機関向けおよび地域メディア向けソリューションビジネスおよびサービス/プロダクトビジネス事業に関して有する権利義務を富士通 Japan 株式会社へ承継させる吸収分割契約を締結いたしました。

②完全子会社との合併契約締結の件

吸収合併存続会社は、2021年1月28日、以下の完全子会社12社との間で、2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併存続会社を存続会社、完全子会社12社を消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。なお、本件合併はこれに含まれます。

- ・株式会社富士通研究所
- ・株式会社富士通ビー・エス・シー
- ・株式会社富士通アドバンストエンジニアリング

- ・富士通アプリケーションズ株式会社
- ・株式会社富士通システムズアプリケーション&サポート
- ・株式会社富士通北陸システムズ
- ・株式会社富士通九州システムズ
- ・株式会社富士通パブリックソリューションズ
- ・株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズ
- ・株式会社富士通システムズウェブテクノロジー
- ・株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング
- ・株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ

③自己株式取得の件

吸収合併存続会社は、2020年1月30日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

- ・取得対象株式の種類 : 吸収合併存続会社の普通株式
- ・取得した株式の総数 : 1,267千株
- ・株式の取得価額の総額 : 19,999百万円
- ・取得日 : 2021年1月29日
- ・取得方法 : 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引
(ToSTNeT-3)による買付け

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件合併後の吸収合併存続会社の事業活動において、吸収合併存続会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件合併の効力が生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

以上

合 併 契 約 書

富 士 通 株 式 会 社

株式会社富士通アドバンストエンジニアリング

合併契約書

富士通株式会社（以下、「甲」という）と株式会社富士通アドバンストエンジニアリング（以下、「乙」という）とは、合併に関し次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下、「本合併」という）。

第2条（合併をする会社の商号および住所）

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：富士通株式会社

住所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社富士通アドバンストエンジニアリング

住所：東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

第3条（合併による新株式の発行および割当）

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して新株式の発行および金銭等の交付は行わない。

第4条（増加すべき資本金および準備金）

本合併に際して甲の資本金および資本準備金は増加しない。

第5条（承認総会）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、令和3年4月1日とする。なお、本合併の手續進行上の必要性その他の理由により、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第7条（財産および権利義務の引継ぎ）

乙は、令和2年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を、効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第9条（従業員の処遇）

効力発生日における乙の従業員は、全員甲が雇用するものとし、勤続年数については、乙における年数を通算する。その他の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ、これを決定する。

第10条（退職慰労金）

甲は、乙が乙の取締役または監査役に対して、乙の慣例を尊重して、乙の株主総会、あるいは会社法第319条第1項に定める方法による承認を得て退職慰労金を支給することに同意する。

第11条（事情変更の場合）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義を生じた場合、その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

令和3年1月28日

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
甲 富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
乙 株式会社富士通アドバンスエンジニアリング
代表取締役社長 平山 秀明

別紙 2

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添 1 の別紙 2 と同内容であるため、省略いたします。

以 上

2021年2月24日

吸収合併に係る事前開示書面

千葉県美浜区中瀬一丁目9番地3号
株式会社富士通パブリックソリューションズ
代表取締役 栞山 直和

株式会社富士通パブリックソリューションズは、2021年4月1日を効力発生日として、富士通株式会社（以下「吸収合併存続会社」という）を存続会社、株式会社富士通パブリックソリューションズ（以下「吸収合併消滅会社」という）を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を行うことといたしました。

本件合併を行うに際して、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

本件合併における吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であることから、吸収合併存続会社は、本件合併に際し、その対価として株式、金銭その他財産の交付は行いません。

3. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象の内容

①完全子会社への吸収分割契約の件

吸収合併存続会社は、2021年1月28日付で富士通 Japan 株式会社との間で、2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併存続会社が民需分野の準大手・中堅中小企業向け、自治体向け、医療・教育機関向け、地域農林水産機関向けおよび地域メディア向けソリューションビジネスおよびサービス/プロダクトビジネス事業に関して有する権利義務を富士通 Japan 株式会社へ承継させる吸収分割契約を締結いたしました。

②完全子会社との合併契約締結の件

吸収合併存続会社は、2021年1月28日、以下の完全子会社12社との間で、2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併存続会社を存続会社、完全子会社12社を消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。なお、本件合併はこれに含まれます。

- ・株式会社富士通研究所
- ・株式会社富士通ビー・エス・シー
- ・株式会社富士通アドバンストエンジニアリング

- ・富士通アプリケーションズ株式会社
- ・株式会社富士通システムズアプリケーション&サポート
- ・株式会社富士通北陸システムズ
- ・株式会社富士通九州システムズ
- ・株式会社富士通パブリックソリューションズ
- ・株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズ
- ・株式会社富士通システムズウェブテクノロジー
- ・株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング
- ・株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ

③自己株式取得の件

吸収合併存続会社は、2020年1月30日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

- ・取得対象株式の種類 : 吸収合併存続会社の普通株式
- ・取得した株式の総数 : 1,267千株
- ・株式の取得価額の総額 : 19,999百万円
- ・取得日 : 2021年1月29日
- ・取得方法 : 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引
(ToSTNeT-3)による買付け

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件合併後の吸収合併存続会社の事業活動において、吸収合併存続会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件合併の効力が生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

以上

合 併 契 約 書

富 士 通 株 式 会 社

株式会社富士通パブリックソリューションズ

合併契約書

富士通株式会社（以下、「甲」という）と株式会社富士通パブリックソリューションズ（以下、「乙」という）とは、合併に関し次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下、「本合併」という）。

第2条（合併をする会社の商号および住所）

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：富士通株式会社

住所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社富士通パブリックソリューションズ

住所：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目9番地3号

第3条（合併による新株式の発行および割当）

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して新株式の発行および金銭等の交付は行わない。

第4条（増加すべき資本金および準備金）

本合併に際して甲の資本金および資本準備金は増加しない。

第5条（承認総会）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、令和3年4月1日とする。なお、本合併の手續進行上の必要性その他の理由により、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第7条（財産および権利義務の引継ぎ）

乙は、令和2年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を、効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第9条（従業員の処遇）

効力発生日における乙の従業員は、全員甲が雇用するものとし、勤続年数については、乙における年数を通算する。その他の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ、これを決定する。

第10条（退職慰労金）

甲は、乙が乙の取締役または監査役に対して、乙の慣例を尊重して、乙の株主総会、あるいは会社法第319条第1項に定める方法による承認を得て退職慰労金を支給することに同意する。

第11条（事情変更の場合）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義を生じた場合、その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

令和3年1月28日

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
甲 富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目9番地3号
乙 株式会社富士通パブリックソリューションズ
代表取締役社長 栢山 直和

別紙 2

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添 1 の別紙 2 と同内容であるため、省略いたします。

以 上

2021年2月24日

吸収合併に係る事前開示書面

東京都大田区南蒲田二丁目16番1号
富士通アプリケーションズ株式会社
代表取締役 新垣 強二

富士通アプリケーションズ株式会社は、2021年4月1日を効力発生日として、富士通株式会社（以下「吸収合併存続会社」という）を存続会社、富士通アプリケーションズ株式会社（以下「吸収合併消滅会社」という）を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を行うことといたしました。

本件合併を行うに際して、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

本件合併における吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であることから、吸収合併存続会社は、本件合併に際し、その対価として株式、金銭その他財産の交付は行いません。

3. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象の内容

①完全子会社への吸収分割契約の件

吸収合併存続会社は、2021年1月28日付で富士通 Japan 株式会社との間で、2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併存続会社が民需分野の準大手・中堅中小企業向け、自治体向け、医療・教育機関向け、地域農林水産機関向けおよび地域メディア向けソリューションビジネスおよびサービス/プロダクトビジネス事業に関して有する権利義務を富士通 Japan 株式会社へ承継させる吸収分割契約を締結いたしました。

②完全子会社との合併契約締結の件

吸収合併存続会社は、2021年1月28日、以下の完全子会社12社との間で、2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併存続会社を存続会社、完全子会社12社を消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。なお、本件合併はこれに含まれます。

- ・株式会社富士通研究所
- ・株式会社富士通ビー・エス・シー
- ・株式会社富士通アドバンストエンジニアリング
- ・富士通アプリケーションズ株式会社

- ・株式会社富士通システムズアプリケーション&サポート
- ・株式会社富士通北陸システムズ
- ・株式会社富士通九州システムズ
- ・株式会社富士通パブリックソリューションズ
- ・株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズ
- ・株式会社富士通システムズウェブテクノロジー
- ・株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング
- ・株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ

③自己株式取得の件

吸収合併存続会社は、2020年1月30日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

- ・取得対象株式の種類 : 吸収合併存続会社の普通株式
- ・取得した株式の総数 : 1,267千株
- ・株式の取得価額の総額 : 19,999百万円
- ・取得日 : 2021年1月29日
- ・取得方法 : 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引
(ToSTNeT-3)による買付け

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件合併後の吸収合併存続会社の事業活動において、吸収合併存続会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件合併の効力が生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

以上

合 併 契 約 書

富 士 通 株 式 会 社

富 士 通 ア プ リ ケ ー シ ョ ン ズ 株 式 会 社

合併契約書

富士通株式会社（以下、「甲」という）と富士通アプリケーションズ株式会社（以下、「乙」という）とは、合併に関し次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下、「本合併」という）。

第2条（合併をする会社の商号および住所）

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：富士通株式会社

住所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：富士通アプリケーションズ株式会社

住所：東京都大田区南蒲田二丁目16番1号

第3条（合併による新株式の発行および割当）

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して新株式の発行および金銭等の交付は行わない。

第4条（増加すべき資本金および準備金）

本合併に際して甲の資本金および資本準備金は増加しない。

第5条（承認総会）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、令和3年4月1日とする。なお、本合併の手續進行上の必要性その他の理由により、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第7条（財産および権利義務の引継ぎ）

乙は、令和2年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を、効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第9条（従業員の処遇）

効力発生日における乙の従業員は、全員甲が雇用するものとし、勤続年数については、乙における年数を通算する。その他の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ、これを決定する。

第10条（退職慰労金）

甲は、乙が乙の取締役または監査役に対して、乙の慣例を尊重して、乙の株主総会、あるいは会社法第319条第1項に定める方法による承認を得て退職慰労金を支給することに同意する。

第11条（事情変更の場合）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義を生じた場合、その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

令和3年1月28日

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
甲 富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

東京都大田区南蒲田二丁目16番1号
乙 富士通アプリケーションズ株式会社
代表取締役社長 新垣 強二

別紙 2

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添 1 の別紙 2 と同内容であるため、省略いたします。

以 上

2021年2月24日

吸収合併に係る事前開示書面

東京都港区港南一丁目2番70号
株式会社富士通システムズウェブテクノロジー
代表取締役 橋本 登志雄

株式会社富士通システムズウェブテクノロジーは、2021年4月1日を効力発生日として、富士通株式会社（以下「吸収合併存続会社」という）を存続会社、株式会社富士通システムズウェブテクノロジー（以下「吸収合併消滅会社」という）を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を行うことといたしました。

本件合併を行うに際して、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

本件合併における吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であることから、吸収合併存続会社は、本件合併に際し、その対価として株式、金銭その他財産の交付は行いません。

3. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象の内容

①完全子会社への吸収分割契約の件

吸収合併存続会社は、2021年1月28日付で富士通 Japan 株式会社との間で、2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併存続会社が民需分野の準大手・中堅中小企業向け、自治体向け、医療・教育機関向け、地域農林水産機関向けおよび地域メディア向けソリューションビジネスおよびサービス/プロダクトビジネス事業に関して有する権利義務を富士通 Japan 株式会社へ承継させる吸収分割契約を締結いたしました。

②完全子会社との合併契約締結の件

吸収合併存続会社は、2021年1月28日、以下の完全子会社12社との間で、2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併存続会社を存続会社、完全子会社12社を消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。なお、本件合併はこれに含まれます。

- ・株式会社富士通研究所
- ・株式会社富士通ビー・エス・シー
- ・株式会社富士通アドバンストエンジニアリング

- ・富士通アプリケーションズ株式会社
- ・株式会社富士通システムズアプリケーション&サポート
- ・株式会社富士通北陸システムズ
- ・株式会社富士通九州システムズ
- ・株式会社富士通パブリックソリューションズ
- ・株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズ
- ・株式会社富士通システムズウェブテクノロジー
- ・株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング
- ・株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ

③自己株式取得の件

吸収合併存続会社は、2020年1月30日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

- ・取得対象株式の種類 : 吸収合併存続会社の普通株式
- ・取得した株式の総数 : 1,267千株
- ・株式の取得価額の総額 : 19,999百万円
- ・取得日 : 2021年1月29日
- ・取得方法 : 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引
(ToSTNeT-3)による買付け

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件合併後の吸収合併存続会社の事業活動において、吸収合併存続会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件合併の効力が生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

以上

合 併 契 約 書

富 士 通 株 式 会 社

株式会社富士通システムズウェブテクノロジー

合併契約書

富士通株式会社（以下、「甲」という）と株式会社富士通システムズウェブテクノロジー（以下、「乙」という）とは、合併に関し次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下、「本合併」という）。

第2条（合併をする会社の商号および住所）

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：富士通株式会社

住所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社富士通システムズウェブテクノロジー

住所：東京都港区港南一丁目2番70号

第3条（合併による新株式の発行および割当）

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して新株式の発行および金銭等の交付は行わない。

第4条（増加すべき資本金および準備金）

本合併に際して甲の資本金および資本準備金は増加しない。

第5条（承認総会）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、令和3年4月1日とする。なお、本合併の手續進行上の必要性その他の理由により、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第7条（財産および権利義務の引継ぎ）

乙は、令和2年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を、効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第9条（従業員の処遇）

効力発生日における乙の従業員は、全員甲が雇用するものとし、勤続年数については、乙における年数を通算する。その他の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ、これを決定する。

第10条（退職慰労金）

甲は、乙が乙の取締役または監査役に対して、乙の慣例を尊重して、乙の株主総会、あるいは会社法第319条第1項に定める方法による承認を得て退職慰労金を支給することに同意する。

第11条（事情変更の場合）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義を生じた場合、その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

令和3年1月28日

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
甲 富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

東京都港区港南一丁目2番70号
乙 株式会社富士通システムズウェブテクノロジー
代表取締役社長 橋本 登志雄

別紙 2

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添 1 の別紙 2 と同内容であるため、省略いたします。

以 上

2021年2月24日

吸収合併に係る事前開示書面

福岡市博多区東比恵一丁目5番13号
株式会社富士通九州システムズ
代表取締役 石井 雄一郎

株式会社富士通九州システムズは、2021年4月1日を効力発生日として、富士通株式会社（以下「吸収合併存続会社」という）を存続会社、株式会社富士通九州システムズ（以下「吸収合併消滅会社」という）を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を行うことといたしました。

本件合併を行うに際して、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

本件合併における吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であることから、吸収合併存続会社は、本件合併に際し、その対価として株式、金銭その他財産の交付は行いません。

3. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象の内容

①完全子会社への吸収分割契約の件

吸収合併存続会社は、2021年1月28日付で富士通 Japan 株式会社との間で、2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併存続会社が民需分野の準大手・中堅中小企業向け、自治体向け、医療・教育機関向け、地域農林水産機関向けおよび地域メディア向けソリューションビジネスおよびサービス/プロダクトビジネス事業に関して有する権利義務を富士通 Japan 株式会社へ承継させる吸収分割契約を締結いたしました。

②完全子会社との合併契約締結の件

吸収合併存続会社は、2021年1月28日、以下の完全子会社12社との間で、2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併存続会社を存続会社、完全子会社12社を消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。なお、本件合併はこれに含まれます。

- ・株式会社富士通研究所
- ・株式会社富士通ビー・エス・シー
- ・株式会社富士通アドバンストエンジニアリング
- ・富士通アプリケーションズ株式会社

- ・株式会社富士通システムズアプリケーション&サポート
- ・株式会社富士通北陸システムズ
- ・株式会社富士通九州システムズ
- ・株式会社富士通パブリックソリューションズ
- ・株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズ
- ・株式会社富士通システムズウェブテクノロジー
- ・株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング
- ・株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ

③自己株式取得の件

吸収合併存続会社は、2020年1月30日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

- ・取得対象株式の種類 : 吸収合併存続会社の普通株式
- ・取得した株式の総数 : 1,267千株
- ・株式の取得価額の総額 : 19,999百万円
- ・取得日 : 2021年1月29日
- ・取得方法 : 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引
(ToSTNeT-3)による買付け

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件合併後の吸収合併存続会社の事業活動において、吸収合併存続会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件合併の効力が生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

以上

合 併 契 約 書

富 士 通 株 式 会 社

株 式 会 社 富 士 通 九 州 シ ス テ ム ズ

合併契約書

富士通株式会社（以下、「甲」という）と株式会社富士通九州システムズ（以下、「乙」という）とは、合併に関し次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下、「本合併」という）。

第2条（合併をする会社の商号および住所）

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：富士通株式会社

住所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社富士通九州システムズ

住所：福岡県福岡市博多区東比恵一丁目5番13号

第3条（合併による新株式の発行および割当）

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して新株式の発行および金銭等の交付は行わない。

第4条（増加すべき資本金および準備金）

本合併に際して甲の資本金および資本準備金は増加しない。

第5条（承認総会）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、令和3年4月1日とする。なお、本合併の手續進行上の必要性その他の理由により、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第7条（財産および権利義務の引継ぎ）

乙は、令和2年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を、効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第9条（従業員の処遇）

効力発生日における乙の従業員は、全員甲が雇用するものとし、勤続年数については、乙における年数を通算する。その他の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ、これを決定する。

第10条（退職慰労金）

甲は、乙が乙の取締役または監査役に対して、乙の慣例を尊重して、乙の株主総会、あるいは会社法第319条第1項に定める方法による承認を得て退職慰労金を支給することに同意する。

第11条（事情変更の場合）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義を生じた場合、その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

令和3年1月28日

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
甲 富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

福岡県福岡市博多区東比恵一丁目5番13号
乙 株式会社富士通九州システムズ
代表取締役社長 石井 雄一郎

別紙 2

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添 1 の別紙 2 と同内容であるため、省略いたします。

以 上

2021年2月24日

吸収合併に係る事前開示書面

石川県金沢市増泉三丁目4番30号
株式会社富士通北陸システムズ
代表取締役 坂根 徹

株式会社富士通北陸システムズは、2021年4月1日を効力発生日として、富士通株式会社（以下「吸収合併存続会社」という）を存続会社、株式会社富士通北陸システムズ（以下「吸収合併消滅会社」という）を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を行うことといたしました。

本件合併を行うに際して、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

本件合併における吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であることから、吸収合併存続会社は、本件合併に際し、その対価として株式、金銭その他財産の交付は行いません。

3. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象の内容

①完全子会社への吸収分割契約の件

吸収合併存続会社は、2021年1月28日付で富士通 Japan 株式会社との間で、2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併存続会社が民需分野の準大手・中堅中小企業向け、自治体向け、医療・教育機関向け、地域農林水産機関向けおよび地域メディア向けソリューションビジネスおよびサービス/プロダクトビジネス事業に関して有する権利義務を富士通 Japan 株式会社へ承継させる吸収分割契約を締結いたしました。

②完全子会社との合併契約締結の件

吸収合併存続会社は、2021年1月28日、以下の完全子会社12社との間で、2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併存続会社を存続会社、完全子会社12社を消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。なお、本件合併はこれに含まれます。

- ・株式会社富士通研究所
- ・株式会社富士通ビー・エス・シー
- ・株式会社富士通アドバンストエンジニアリング
- ・富士通アプリケーションズ株式会社

- ・株式会社富士通システムズアプリケーション&サポート
- ・株式会社富士通北陸システムズ
- ・株式会社富士通九州システムズ
- ・株式会社富士通パブリックソリューションズ
- ・株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズ
- ・株式会社富士通システムズウェブテクノロジー
- ・株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング
- ・株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ

③自己株式取得の件

吸収合併存続会社は、2020年1月30日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

- ・取得対象株式の種類 : 吸収合併存続会社の普通株式
- ・取得した株式の総数 : 1,267千株
- ・株式の取得価額の総額 : 19,999百万円
- ・取得日 : 2021年1月29日
- ・取得方法 : 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引
(ToSTNeT-3)による買付け

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件合併後の吸収合併存続会社の事業活動において、吸収合併存続会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件合併の効力が生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

以上

合 併 契 約 書

富 士 通 株 式 会 社

株 式 会 社 富 士 通 北 陸 シ ス テ ム ズ

合併契約書

富士通株式会社（以下、「甲」という）と株式会社富士通北陸システムズ（以下、「乙」という）とは、合併に関し次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下、「本合併」という）。

第2条（合併をする会社の商号および住所）

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：富士通株式会社

住所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社富士通北陸システムズ

住所：石川県金沢市増泉三丁目4番30号

第3条（合併による新株式の発行および割当）

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して新株式の発行および金銭等の交付は行わない。

第4条（増加すべき資本金および準備金）

本合併に際して甲の資本金および資本準備金は増加しない。

第5条（承認総会）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、令和3年4月1日とする。なお、本合併の手續進行上の必要性その他の理由により、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第7条（財産および権利義務の引継ぎ）

乙は、令和2年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を、効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第9条（従業員の処遇）

効力発生日における乙の従業員は、全員甲が雇用するものとし、勤続年数については、乙における年数を通算する。その他の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ、これを決定する。

第10条（退職慰労金）

甲は、乙が乙の取締役または監査役に対して、乙の慣例を尊重して、乙の株主総会、あるいは会社法第319条第1項に定める方法による承認を得て退職慰労金を支給することに同意する。

第11条（事情変更の場合）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義を生じた場合、その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

令和3年1月28日

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
甲 富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

石川県金沢市増泉三丁目4番30号
乙 株式会社富士通北陸システムズ
代表取締役社長 坂根 徹

別紙 2

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添 1 の別紙 2 と同内容であるため、省略いたします。

以 上

2021年2月24日

吸収合併に係る事前開示書面

仙台市青葉区中央三丁目2番23号
株式会社富士通システムズアプリケーション&サポート
代表取締役 田村 斉一

株式会社富士通システムズアプリケーション&サポートは、2021年4月1日を効力発生日として、富士通株式会社（以下「吸収合併存続会社」という）を存続会社、株式会社富士通システムズアプリケーション&サポート（以下「吸収合併消滅会社」という）を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を行うことといたしました。

本件合併を行うに際して、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

本件合併における吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であることから、吸収合併存続会社は、本件合併に際し、その対価として株式、金銭その他財産の交付は行いません。

3. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象の内容

①完全子会社への吸収分割契約の件

吸収合併存続会社は、2021年1月28日付で富士通 Japan 株式会社との間で、2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併存続会社が民需分野の準大手・中堅中小企業向け、自治体向け、医療・教育機関向け、地域農林水産機関向けおよび地域メディア向けソリューションビジネスおよびサービス/プロダクトビジネス事業に関して有する権利義務を富士通 Japan 株式会社へ承継させる吸収分割契約を締結いたしました。

②完全子会社との合併契約締結の件

吸収合併存続会社は、2021年1月28日、以下の完全子会社12社との間で、2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併存続会社を存続会社、完全子会社12社を消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。なお、本件合併はこれに含まれます。

- ・株式会社富士通研究所
- ・株式会社富士通ビー・エス・シー
- ・株式会社富士通アドバンストエンジニアリング

- ・富士通アプリケーションズ株式会社
- ・株式会社富士通システムズアプリケーション&サポート
- ・株式会社富士通北陸システムズ
- ・株式会社富士通九州システムズ
- ・株式会社富士通パブリックソリューションズ
- ・株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズ
- ・株式会社富士通システムズウェブテクノロジー
- ・株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング
- ・株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ

③自己株式取得の件

吸収合併存続会社は、2020年1月30日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

- ・取得対象株式の種類 : 吸収合併存続会社の普通株式
- ・取得した株式の総数 : 1,267千株
- ・株式の取得価額の総額 : 19,999百万円
- ・取得日 : 2021年1月29日
- ・取得方法 : 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引
(ToSTNeT-3)による買付け

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件合併後の吸収合併存続会社の事業活動において、吸収合併存続会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件合併の効力が生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

以上

合 併 契 約 書

富 士 通 株 式 会 社

株式会社富士通システムズアプリケーション&サポート

合併契約書

富士通株式会社（以下、「甲」という）と株式会社富士通システムズアプリケーション&サポート（以下、「乙」という）とは、合併に関し次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下、「本合併」という）。

第2条（合併をする会社の商号および住所）

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：富士通株式会社

住所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社富士通システムズアプリケーション&サポート

住所：宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番23号

第3条（合併による新株式の発行および割当）

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して新株式の発行および金銭等の交付は行わない。

第4条（増加すべき資本金および準備金）

本合併に際して甲の資本金および資本準備金は増加しない。

第5条（承認総会）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、令和3年4月1日とする。なお、本合併の手續進行上の必要性その他の理由により、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第7条（財産および権利義務の引継ぎ）

乙は、令和2年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を、効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第9条（従業員の処遇）

効力発生日における乙の従業員は、全員甲が雇用するものとし、勤続年数については、乙における年数を通算する。その他の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ、これを決定する。

第10条（退職慰労金）

甲は、乙が乙の取締役または監査役に対して、乙の慣例を尊重して、乙の株主総会、あるいは会社法第319条第1項に定める方法による承認を得て退職慰労金を支給することに同意する。

第11条（事情変更の場合）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義を生じた場合、その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

令和3年1月28日

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

甲 富士通株式会社

代表取締役社長 時田 隆仁

宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番23号

乙 株式会社富士通システムズアプリケーション&サポート

代表取締役社長 田村 斉一

別紙 2

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添 1 の別紙 2 と同内容であるため、省略いたします。

以 上

2021年2月24日

吸収合併に係る事前開示書面

沖縄県那覇市久茂地一丁目12番12号
株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング
代表取締役 内田 伸

株式会社沖縄富士通システムエンジニアリングは、2021年4月1日を効力発生日として、富士通株式会社（以下「吸収合併存続会社」という）を存続会社、株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング（以下「吸収合併消滅会社」という）を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を行うことといたしました。

本件合併を行うに際して、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

本件合併における吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であることから、吸収合併存続会社は、本件合併に際し、その対価として株式、金銭その他財産の交付は行いません。

3. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象の内容

①完全子会社への吸収分割契約の件

吸収合併存続会社は、2021年1月28日付で富士通 Japan 株式会社との間で、2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併存続会社が民需分野の準大手・中堅中小企業向け、自治体向け、医療・教育機関向け、地域農林水産機関向けおよび地域メディア向けソリューションビジネスおよびサービス/プロダクトビジネス事業に関して有する権利義務を富士通 Japan 株式会社へ承継させる吸収分割契約を締結いたしました。

②完全子会社との合併契約締結の件

吸収合併存続会社は、2021年1月28日、以下の完全子会社12社との間で、2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併存続会社を存続会社、完全子会社12社を消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。なお、本件合併はこれに含まれます。

- ・株式会社富士通研究所
- ・株式会社富士通ビー・エス・シー
- ・株式会社富士通アドバンストエンジニアリング

- ・富士通アプリケーションズ株式会社
- ・株式会社富士通システムズアプリケーション&サポート
- ・株式会社富士通北陸システムズ
- ・株式会社富士通九州システムズ
- ・株式会社富士通パブリックソリューションズ
- ・株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズ
- ・株式会社富士通システムズウェブテクノロジー
- ・株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング
- ・株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ

③自己株式取得の件

吸収合併存続会社は、2020年1月30日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

- ・取得対象株式の種類 : 吸収合併存続会社の普通株式
- ・取得した株式の総数 : 1,267千株
- ・株式の取得価額の総額 : 19,999百万円
- ・取得日 : 2021年1月29日
- ・取得方法 : 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引
(ToSTNeT-3)による買付け

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件合併後の吸収合併存続会社の事業活動において、吸収合併存続会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件合併の効力が生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

以上

合 併 契 約 書

富 士 通 株 式 会 社

株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング

合併契約書

富士通株式会社（以下、「甲」という）と株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング（以下、「乙」という）とは、合併に関し次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下、「本合併」という）。

第2条（合併をする会社の商号および住所）

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：富士通株式会社

住所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング

住所：沖縄県那覇市久茂地一丁目12番12号

第3条（合併による新株式の発行および割当）

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して新株式の発行および金銭等の交付は行わない。

第4条（増加すべき資本金および準備金）

本合併に際して甲の資本金および資本準備金は増加しない。

第5条（承認総会）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、令和3年4月1日とする。なお、本合併の手續進行上の必要性その他の理由により、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第7条（財産および権利義務の引継ぎ）

乙は、令和2年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を、効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第9条（従業員の処遇）

効力発生日における乙の従業員は、全員甲が雇用するものとし、勤続年数については、乙における年数を通算する。その他の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ、これを決定する。

第10条（退職慰労金）

甲は、乙が乙の取締役または監査役に対して、乙の慣例を尊重して、乙の株主総会、あるいは会社法第319条第1項に定める方法による承認を得て退職慰労金を支給することに同意する。

第11条（事情変更の場合）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義を生じた場合、その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

令和3年1月28日

甲 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

乙 沖縄県那覇市久茂地一丁目12番12号
株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング
代表取締役社長 内田 伸

別紙 2

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添 1 の別紙 2 と同内容であるため、省略いたします。

以 上